

# 認定制度申請要領

Ver.250401

# 目 次

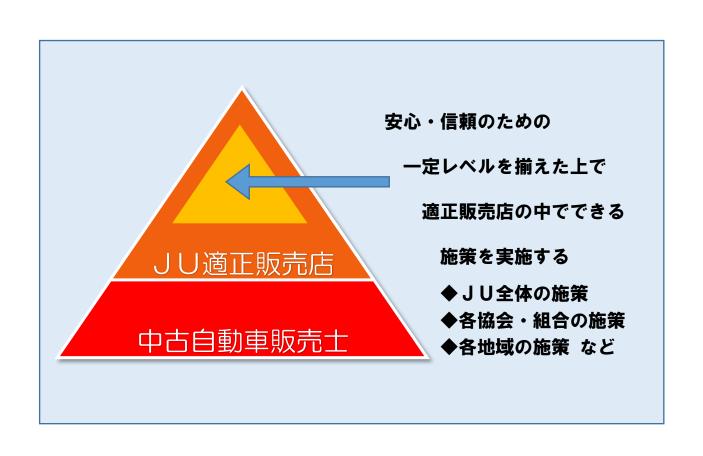
	1. 本制度の目的・・・・・・・・・・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2. JU適正販売店申請要件			•										2
	3. JU適正販売店認定制度 適正販売店申請	青の	ボー	イン	<b>ነ</b>									3
	4. 申請から認定までの流れ			•										11
,	5. JU適正販売店ツール		•	•			•							15
	6. 認定継続審査・・・・・・・・・・・・			•			•							16
,	7. JU適正販売店FAQ		•	•			•							17
	8. JU適正販売店認定制度要網			•			•							18
資料	編													
	■誓約書兼申請書【様式 1 号その 1】 ·		•	•			•							23
	■営業所確認書【様式 1 号その 2】・・		•	•			•							25
	■届出内容変更報告書【様式 2 号】 · ·		•	•			•						•	27
	■継続審査手続申請書【様式3号】・・		•	•			•							29
	■JU 適正販売店ツールー覧 ·····			•			•							31
	■ J U適正販売店ツール注文書 ····		•	•			•						•	33
	■自動車注文書(契約書)準拠確認依頼書						•							34
	■各県中古自動車販売協会一覧 ····													35

# 1. 本制度の目的

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会(以下JU中販連)は、人の信頼のための教育認定制度「中古自動車販売士」に続いて、お店の信頼のための認定制度「JU適正販売店」を2015年(平成27年)3月にスタートしました。

JU適正販売店認定制度とは中古車販売店が本来備えているべき基準(2ページの9項目)をみたした販売店を認定する仕組みで、お客様に対して安心・信頼のお店選びの目印とするものです。

JU適正販売店各位においては、適正販売店として認定されていることをお 客様にアピールしていただくとともに、『適正販売店だからこそできる施策』 を考え、実施していただければと存じます。



# 2. JU適正販売店申請要件

すべての営業所が以下9項目の申請要件をみたし、事業所(会社)単位で誓約することが必要です。

		10.1	\\\\\
	申請要件	提出書類	注意事項
1	所属・所在地協会がJU適正販売店の認定	様式1号	営業所があるすべての所属・所在
	申請を承認していること	その1	地協会等から申請を承認する旨の
			書類を取付ける。
2	自動車公正取引協議会会員であり、申請日	様式1号	申請書が自認書を兼ねた様式とな
	から過去5年以内に自動車公正競争規約違	その1	っているため、自署することで自
	反で警告以上の措置、または消費者庁等か		認するとともに、中販連でも公取
	らそれに準ずる措置等を受けておらず、要		協からの通達等により確認する。
	綱第5条2項の定めにも該当しないこと		
3	すべての営業所の古物管理者が古物管理者	様式1号	適正販売店認定後も、すべての営
	講習会を受講していること	その2	業所の古物管理者が継続して受講
			することが必要。新規・継続審査
			において、受講修了証のコピー等
			で確認する。
4	すべての営業所が中古自動車販売士在籍店	様式1号	申請書に認定番号を記入する。
	であること	その2	
5	すべての営業所に中販連が実施するCS基	様式1号	受講者名簿で確認する。
	礎研修の修了者が1名以上在籍しているこ	その2	
	ک		
6	すべての営業所に中販連が実施する車両見	様式1号	自動車査定士、それに準ずる資格保
	極め初級研修の修了者、または運営委員会	その2	有者は、保有を証明するコピーを添
	がこれと同等と認める研修の修了者、もし	もしくは	付する。   ※AIS3級以上、各JUが開催し運営委員会
	くは現に有効な中古自動車査定士資格を有	查定士証	が認める研修の修了者は車両見極め初級研
	する者が1名以上在籍していること	等の写し	修の修了者とみなす。
7	すべての営業所が法定点検・特定整備を行	様式1号	申請書が自認書を兼ねた様式とな
	う場合、認証または指定工場で行っている	その1	っているため自署することで自認
	こと		する。
8	使用している自動車売買注文書(※買取契	様式1号	監修番号または準拠確認番号を申
	約書を含む)および契約上の特約事項(裏	その1	請書に記入し、使用している注文
	面約款等)が、監修団体の監修を受けてい	および	書原本も添付の上、申請する。
	るか、JU自動車売買注文書・特約事項に	注文書原	※注文書の監修・準拠確認を受け
	準拠していること	本	る場合は、所属協会へお問い合わ   せください。
9	自動車公正競争規約を遵守すること、およ	様式1号	申請書が指導を受けることの誓約
	び消費者トラブルが起きた際には認定申請	その1	書を兼ねた様式となっているため
	を承認した協会の指導を受けることにつ		自署することで誓約する。
	き、誓約をすること		

# 3. JU適正販売店認定制度 適正販売店申請のポイント

- ●申請窓口は、本社所在地のJU都道府県(北海道は支部)協会となり事業者単位で申請をすることになります。
  - ※本社所属協会(主たる所属協会)を申請窓口としてください。
- J U 所属の有無にかかわらず一つの都道府県にとどまらず複数の営業所がある場合は、すべての所属・所在地協会から認定申請を承認してもらう必要があります(なお、認定後に所属協会外の都道府県に営業所を新設した場合は、新設した所在地協会から14日以内に承認を得る必要があります)。
- ●自動車売買注文(契約)書は、以下のものを使用している事業者が申請することができます。
  - ・監修団体から監修番号が付与された自動車注文書
  - ・ JU自動車売買注文書(モデル注文書)※7ページ参照
  - JUモデル注文書に準拠した自動車注文書

なお、上記以外の注文書を使用している場合は、申請の前に以下のいずれかの対応が必要です。

- (1)注文書の監修または準拠の確認を受ける
- ②JUが販売しているJUモデル注文書を使用する
- ③準拠の確認が済んでいるシステム会社等の注文書を使用する

※事業者とは、一つの法人もしくは個人事業主単位を指します。

※営業所とは、古物営業法で届け出ている営業所を指します。

# ●注文書の準拠確認もしくは監修を依頼するには

以下1、2、のいずれかのお申込みをしていただきます。

# 1. 準拠確認:

提出書類 1) 注文書表面、2) 裏面

# 2. 監修:

提出書類 ①注文書表面、②裏面(特約事項)、③特約事項対照表

- ※34 ページの「自動車注文書(契約書)の準拠確認依頼書」に必要事項を 記載の上、所属協会を通じて中販連企画部宛に上記①から②(監修の場合は③)までをデータ化してメールで送付してください。
- ※依頼後は、中販連と申込事業者との直接の準拠確認作業も可能です。
- ※2. 監修対象は、原則としてJU会員販売店のみとなります。

データ送付先:jucda\_info@jucda.or.jp

# ●準拠確認と監修の違いについて

監修は(通商産業省より認可を得た)中販連が、自動車売買注文書のすべての事項を監修する制度で、監修が終了した注文書にはその証明となる監修番号を付すことができます。

準拠確認は監修とは異なり、主に公取協規約や中古自動車販売ハンドブック掲載の消費者との契約においてトラブルとなる恐れのある内容の有無等について審査するものです。

注文書表面の諸費用項目欄および裏面約款(特約事項)について、JUモデル注文書と同等の内容を有している注文書であることを確認した場合にその注文書に付された番号を準拠確認済注文書の識別番号と認識しますが、これはJU適正販売店認定制度上の事務手続きに要する番号で、消費者契約法や割賦販売法に準拠したことをJUが保証するものではありません。

準拠確認等についてのご質問は、中販連にお問い合わせください。

中販連 企画部 電話:03-5333-5881

# ●自動車注文書準拠確認のためのチェック項目について

裏面についてはJUモデル注文書と同等の内容であること、または下記の事項が守られていること

	注文書裏面	自動車注文書標準約款の準拠に関するチェック項目
No.	確認事項	項目
1	契約の成立時期	契約の成立時期が以下の項目と同じ記載内容であること。
		① 登録がなされた日
		② 架装、修理、改造等に着手した日
		③ 引き渡しがなされた日
2	申込金の性格と充当	契約成立後は、売買代金の一部に充当する旨の記載があること。
		(申込金は手付ではない旨の説明)
3	申込の撤回	申込に応じない場合があり、その場合、申込金等をすべて返還す
		る旨、また、注文者は契約が成立するまで、申込を撤回すること
		ができること(これにより販売者が損害を被った場合は、通常生
		じる損害額を賠償する旨の記載があっても可)。
4	個人情報の利用目的	個人情報の使用目的の記載がされていること。
5	キャンセル料	キャンセル料について定額、定率の記載がされていないこと。
		遺失利益を請求することの記載がさていないこと。
		例:「キャンセル料10万円申し受ける」、「解約(迷惑)料
		20%申し受ける」等
6	その他	消費者契約法等、関係法令に抵触する記載がないこと。
		注文者(消費者)に著しく不利になる内容の記載がないこと。

表面については自動車公正競争規約等(以下、規約等)で定められている下記の事項が記載されていること

<u>_ 1 0 </u>	CVIOCC					
	注文書表面 規約等で定められている記載項目					
No.	項目					
1	車名、主な仕様区分					
2	初度登録(検査)年月					
3	販売価格					
4	走行距離					
5	保証の有無					
	(保証付きの場合は「保証の内容」「保証の期間または走行距離数」の付記)					
6	定期点検整備実施状況(つき・なし)					
	(なしの場合は「要整備箇所の有無」の記載)					
7	自動車リサイクル料金表示(新車の場合)					
8	諸費用欄の文言の適切な利用					
	(諸費用欄に不適切となるおそれがある文言・用語が記載されていないこと)					
	不適切とされる恐れがある用語例:納車準備(整備)費用、ローン取扱手数料、広告					
	掲載料、自動車重量税未経過相当額など					

- 〇注文書における注意点は「中古自動車販売ハンドブック」の「中古車販売店の基礎知識 6.自動車の売買契約について」をご覧ください。
  - その中から、特に注意するべきポイントを以下にあげておきます。
    - 代行手数料等の諸費用および税金等の預り金
    - 売買契約の成立時期
    - キャンセル料(消費者契約法に抵触するおそれのある記載)
    - 契約不適合 (隠れた瑕疵がある場合における販売者の (瑕疵担保)) 責任 等

これらの定めがJUモデル注文書と異なっている、または実質的に反する場合は<u>準拠</u>確認も監修も認められません。

また、その他消費者契約法で無効とされる条項が含まれている場合にも準拠は認められません。

〇消費者契約法、規約等の定めに反していないかもポイントになります。消費者契約法や 規約等を遵守するようにして下さい。

# 認められない注文書の記載例

- ×契約成立時期を注文書に署名した日にしている。
  - →成立時期は、消費者保護、トラブル防止の観点から変更(遅く)してください。 具体的な定めは、JU モデル注文書をご参照ください。
- ×キャンセル料を 10 パーセント(10万円)等、予め定めている。
  - →通常発生する損害額の請求しかできません。(消費者契約法第9条1項)
- ×一切ノークレーム等と記載している。
  - →瑕疵担保責任を免れることはできず、保証をしていなくても、契約時に瑕疵の原因が存在していた場合には、売主の責任として購入者の購入の目的を達成できる状態(中古車の場合、自然損耗等の通常生じる瑕疵を除く)に修理する必要があります。
- ×諸費用欄に根拠のない金額、項目を記載している。
  - →自動車税、自賠責保険等の相当額を適正に記載しなければなりません。
  - →本来販売価格に含まれるべき納車前点検等の軽整備やクリーニングをするための費用と称して名称の如何を問わず、納車準備費用、納車整備費用などと記載し請求することは不適切となります。
- ※準拠確認(監修)の結果、準拠確認(監修)番号を得た場合には、完成品の原本を中販連に送付してください。モニタリング・継続審査等に使用させていただきます。
- ※注文書における注意点の詳細は、各協会で販売している古物管理者講習会テキスト『必携・中古自動車販売ハンドブック』をご覧ください。

# 注文書記

お客様に販売する条件で該当するものを○印で囲みます。引渡し時には販売条件に適応する書面(特定の車両 状態を表示した書面・整備記録簿等)を必ずお客様にお 渡し下さい。 クレジット販売で購入されるお客様に確認6 印で囲みます。

依頼を受けたときは、万一承認が得られなか はお客様の負担となることも念の為確認し

展示時点で表示していた事項 を記入します。

販売時の走行キロを記入します。距離に疑問がある場合は計器表示距離を書き、kmの左に「?」マークを付記し、()内に推定できる根拠がある場合には推定距離を記入し、推定できる根拠がない場合には、推定不明と記入し、走行距離計が改ざんされている旨」を記入します。

販売車両に修復歴(公正競争規 約に定める部位の修正、交換 歴)が有る場合、車両状態説明 書をお客様に交付して下さい。

お客様に販売する実売価格を 記入します。

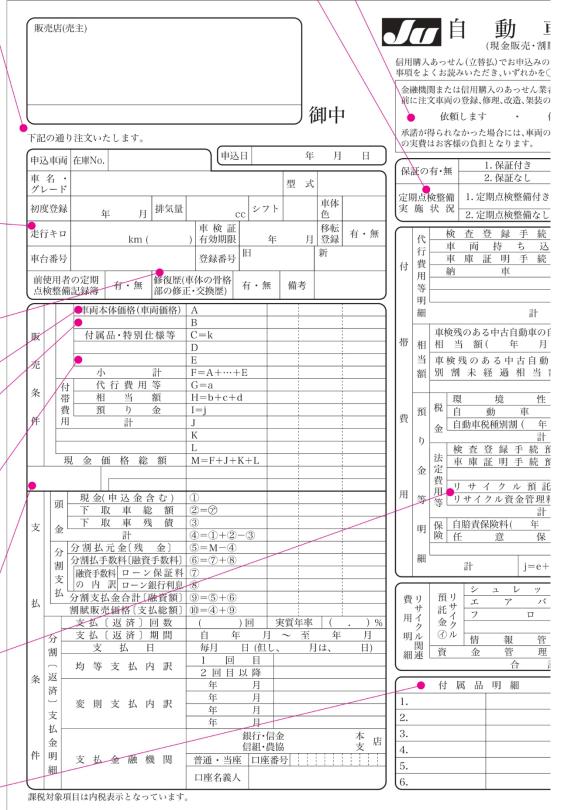
値引き欄等にご利用下さい。

定期点検整備なしの場合でオ プションとして定期点検整備 を付帯する場合には整備費用 を記入します。

販売時のインボイスとする場合に税率、課税対象額、消費税額等を記入してご利用下さい。インボイス登録番号は、販売店(売主)の空欄をご利用下さい。

新車の場合、リサイクル料金 を記入します。

メンテナンスパック、ボディーコーティング、○○取付等の記載をし、その合計金額が1万円以上の場合は、印紙税法の請負契約書の課税文書となりますので印紙の貼付(注)が必要となります。



# 入の仕方

保証付きの場合は、「部分保証」等の 保証内容を記入し、商談の際には詳 細についてご説明し、引渡し時に保 証書を必ずお客様にお渡し下さい。

り上該当するのを○

いった場合その実費 ます。

お客様の支払方法で該当するもの を○印で囲みます。

> 自動車 Nox 法に基づく Nox 排 出基準に適合している場合は 「適合」に、適合していない場合は 「非適合」に○をつけて下さい。

> > 第00-011D号

手続代行関係は、お客様自身 で行える旨説明し、依頼を受 けることを確認の上記入し ます。

下取車の所有権解除手続を依 頼された場合のみ「下取車諸 手続代行費用」と空欄に記入 します。

車検残のある中古自動車につ いて、自動車税種別割、自賠 責保険の未経過分については 前使用者から新使用者が引き

継ぐ性格のものである旨ご説

明下さい。

空欄は、中古車の場合であっ て「リサイクル預託金相当額」 を記載する際にご利用下さ い。本注文書に記載されてい る複数の「リサイクル預託金 相当額」の合計が1万円以上 の場合は、印紙税法の債権譲 渡契約書の課税文書となりま すので印紙の貼付(注)が必要 となります。

なお、「リサイクル預託金相当 額」は非課税項目です。

税務当局等が発行する領収書 を必ずお客様にお渡し下さい。

手続代行が伴う場合、法定費 用は預り金である旨ご説明下 さい。

消費税込みで下取車価格を算 定する場合は、その旨お客様 にご説明下さい。

空欄は、下取車の「リサイクル 預託金相当額」を記載する際 に利用して下さい。

下取時のインボイスとする場 合に税率・課税対象額、消費税 額等を記入してご利用下さい。 インボイス登録番号は、注文者 (買主)の空欄をご利用下さい。

(注)請負(印紙税法2号文書) と債権譲渡(同15号文書) に該当する項目それぞれに 1万円以上(100万円以下) の記載がある場合は、本注 文書の印紙の貼付は2号文 書の税額となります。

23102310

#### 公益財団法人/全国防犯協会連合会 推奨 書 揰 注 整理No. ③販売事務処理控 武販売・立替払付販売共用

本書の監修

監修番号

場合には下記の赤枠内の )印で囲んでください。

**5の契約承諾が得られる** 着手を

衣頼しません

(保証期間

(保証内容

代 行 費 用

代 行 費 用

3賠責保険料未経過

年

車の自動車税種 ヶ月)

能

年

り法定費用

り法定費用 金 (新 車 の み)

斗金 (新車のみ)

年

月~

月~

f+g+h+i

理

料

7.

8.

10.

円

円 9.

円

Н 11.

円 12

円

費

額 (

(費用[

登録、修理、改造、架装等

(記録簿が交付されます)

(要整備箇所[有

用

月)

割 税

月)

b

d

f

g

類

類

金

料 | h

ス ト

グ

料

金

合計金額(k)

適合 非滴合 4. 現金払 払 割賦払 方法 立替払

Nox排出基準

ヶ月又は km)

**1**HE

円]は車両価格に含む)

この注文書及び別添の契約書 (割賦販売等の場合) 記載の約款は、売買の条件を記 載したものですので、これらの事項をよくお読みいただき充分ご納得の上でご署 名(記人、捺印) 下さるようお願いします。 なお 別途契約書を作成しない場合は、 一の注文書(お客様控)が契約書になります。また、訪問販売の場合であっても自 動車にはクーリング・オフの適用はありません。個人情報の取扱いにつきまして は裏面の特約事項第6条に記載しております。

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会

監修年月日

2023年10月1日

納車予定日 Н 納車場所 1.来店 2.指定 年 月 日 3. 書類 登 2. 書類 移転 4. <u>特込</u> 移転 5. <u>特込</u> 変更 6.抹消 1.新規 変更 録

	フリガナ			顧客コード
注	住 所	₸		
文	フリガナ			性別男・女
者	氏 名			生年月日(満 歳)
	又は		(1)	<i>t</i>
買	名 称			年 月 日
主	□私は課税	事業者ではありません		
±.	電話番号	( )	職業又は 勤務先名 <b>☎</b>	
	~	1. 自己·家族所在	1 2.借家	3. 賃貸マンション
	ご住居	4. 社宅·官舎		パート 7.その他

所有者名義 1. 売主(販売店) 2. 買主(注文者) 3. その他(

<u></u>	住 所	₸	買主との関係
使	住 所		
用	フリガナ	電話番号	<b>]</b> (自宅)
者名義	氏 名	(	)
我	使用の本担	処地	

	車名・グ	レード	,			型	式		
下[	初度登	録		年	月	シブ	フト		
. [	走行距离	能数				車検証	有効期	阴限	
取	車台番	: 号				使用	者名		
車	登録番	: 号				所有:	者名		
里	車	両	価	格	)	円	車	体 色	
明	自賠責	保険料	未経過分析	目当額		円	残	債	
	自動車	兇種別割	未経過分	相当額		<b>●</b> 鬥			
細						円			
		総	額の	)		円			

1. [ ]内の用語は提携ローンの用語。支払総額は立替払に適用。

2. 融資手数料=保証料+銀行利息

用

語

明

円

円

円

円

円

円

円

- 3. 銀行利息=(残金+保証料) × 利率
- 4. 手続き代行料には書類作成料は含まれておりません。

この注文書についてのお問い合わせは下記営業担当者にお願いします。

8

# 注文書 裏面の約款は下記の通りです

# 特約事項

- 1) 申込金の性格と充当
- 2) 注文に応じられない 場合
- 3) 申込の撤回
- 4) 契約成立の時期
- 5) 契約の解除

申込金は、契約成立後は、売買代金等の一部に充当するものとします(申込金は手付ではありません)。

販売者が注文書の注文に応じられないと判断した場合、販売者は注文を拒絶することができ、契約は不成立となります。この場合、注文時に渡された注文書および申込金はそのまま返還されるものとします。

注文者は、都合で申込を撤回し、販売者に損害を与えた場合には、通常生じる範囲のものに限り、販売者に損害を賠償するものとします(注文者の故意・過失に基づかない場合を除く)。

この申込による契約の成立は、注文者が購入する自動車(以下車両という) について注文者の指定する者に使用名義人の登録がなされた日もしくは注文者 の依頼によって車両の修理、改造、架装等をする場合(以下修理等の場合という) には、販売者がこれに着手した日、または車両の引渡しがなされた日のいずれ か早い日をもって契約成立の日とします。

なお、割賦販売、ローン提携販売または立替払付販売の場合は、これらの契約書に定められている日に契約が成立するものとします。

- 1 注文者に次の各号の一に該当する事由があるときは、販売者は催告をしなくても本契約を解除できるものとします。ただし、注文者が個人の場合(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除く。)には、本条ア号記載の事由に基づく解除は、相当の期間を定めた催告のうえ行うものとします。
  - ア. 期日までに自動車代金等の支払いがなかったとき。
  - イ. 支払い停止、保全処分(信用に関しないものは除く。)、差押、または、破産、 民事再生法に基づく再生手続き開始、特別清算開始等の申立があったとき。
  - ウ. 暴力団等反社会的勢力(暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動を標榜するゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者)に該当し、又は反社会的勢力と以下の一に該当する関係を有することが判明したとき。
    - ①反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
    - ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
    - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 与える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用したと認められ るとき
    - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与を していると認められるとき
    - ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - エ. 注文者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をしたとき
    - ①暴力的な要求行為
    - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
    - ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて販売者の信用を傷付け又は業務を 妨害する行為
    - ⑤その他前各号に準ずる行為
- オーその他、本契約を維持しがたい重大な事由が注文者にあったとき。
- 2 注文者は、見本、カタログ等によって購入の申込をした場合、引渡された 車両がそれと相違し、その補修もしくは補充が不可能なときは、契約を解除 できるものとします。
- 6)個人情報の利用目的等
- 注文者は、販売者が下記の目的のため、注文者および使用名義人の住所、氏 名等表記記載の個人情報(以下「個人情報」という)を利用することに同意し ます。
  - ア. 定期点検、車検および保険満期のご案内等を提供するため、郵便、電話、 電子メール等の方法によりお知らせすること。
  - イ、販売者において取り扱う商品・サービス等あるいは各種イベント・キャン

ペーン等の開催について、郵便、電話、電子メール等の方法によりご案内すること。

- ウ. 商品開発あるいは顧客満足度向上策検討のため、アンケート調査を実施 すること。
- エ. 車両の販売・仕入・登録・届出のために、車検証及び定期点検記録簿本体並びにそれらに記載されている個人情報を取得・利用し、販売先・仕入先・行政書士等に書面(本体及びコピー)または電子媒体により提供すること。
- オ. 自動車損害賠償責任保険証明書又は、自動車損害賠償責任共済証明書に 記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提出すること。
- カ. 運転免許証等により本人確認を行い古物営業法に基づく古物台帳に記載 すること。

販売者の個人情報の取り扱いについては、次のホームページ等により公表します。

URL

- 7) 契約書類・下取書類の 引渡し
- 8) 車両の引渡し
- 9) 付帯費用の負担
- 10) 運輸支局への車両 持込費用
- 11) 遠隔地への納車費用
- 12) 代金の支払方法
- 13) 自動車の下取と 担保責任、再査定

- 15) 下取車の自賠責保険 料と自動車税種別割

14) 下取車引渡し時期と

引取り費用

16) 中古車の不具合と 保証 契約書類・下取書類は、契約締結日までに販売者に引渡されるものとします。

車両は、表記の引渡し期限内に(修理等の場合には、その終了時に)引渡されるものとします。

注文者は、車両代金の他に、表記の付帯費用欄に記入された付帯費用を販売 者に支払うものとします。

検査・登録のため運輸支局もしくは事務所へ車両の持込を行う場合、注文者は、 検査・登録手続代行費用の他に、持込費用を負担するものとします。

車両の受渡し場所が離島または特に遠隔地の場合、注文者は、表記の納車費 用の他に、そこまでの輸送に特別に要する費用を負担するものとします。

車両代金および付帯費用の支払方法は表記のとおりとします。

注文者は、表記の下取自動車(以下、下取車という)を、車両の売買代金の一部の支払に代えて、販売者に譲渡します(以下、下取契約という。なお、注文者が購入する車両に関する売買契約と下取契約は別個の契約となります。)。注文者は、下取車について抵当権、賃借権、差押、租税滞納処分などの負担が一切ないことを保証し、万一、負担が生じた場合には自己の責任で処理するものとします。

また、販売者に引渡すまでの間に下取車の状態に変化が生じた場合は、販売者と注文者で下取価格を再度協議するものとし、両者で十分な協議を行ってもなお合意に至らない場合は、販売者は注文者に催告して下取契約の解除もしくは損害賠償(通常生じる範囲の損害の賠償に限る)の請求ができるものとします。下取契約が解除された場合、注文者は車両の売買代金全額(下取車の価格が控除される前の車両代金をいいます。)を支払うものとします。下取契約を解除せずに販売者が損害賠償を請求する場合は、販売者はオートオークション会場での売却価格等に基づき下取車両の資産価値を確定させたうえで、販売者の損害額を算定して損害の賠償を請求するものとします。

注文者は、下取車を、車両と引替えに販売者に引渡すものとします。車両と引替えに引渡しができない場合または下取車が自走不能の場合には、注文者は、引取りに要する費用を販売者に支払うものとします。

下取車の自賠責保険の未経過期間に対する解約による返還保険料については、保険会社の定める『自動車損害賠償責任保険 解約保険料表』によるものとします。ただし、1000円未満は四捨五入します。また、未経過月数は満月数とし、2ヶ月分差し引いたものとします。

下取車の納付済み自動車税種別割の期日未経過分は、下取車の引渡しおよび 登録名義変更手続完了の翌月分から、月割りで算出されるものとします。

車両が中古自動車である場合、プライスボード、特定の車両状態を表示した 書面もしくは整備明細書に記載された前使用者の使用の態様(走行距離等)から通常生じる不具合については、注文者は一切異議を述べないものとします。 ただし、保証書が添付されている場合には、その範囲で保証が受けられるもの とします。

# 4. 申請から認定までの流れ

申請準備

誓約書兼申請書および営業所確認書に必要事項を記入し、要件をみたしているか確認してください。

・申請要件8をみたしている注文書

名 称	準拠確認•監修番号	備考
JUモデル注文書	監修番号 00-011D~	JU共同購買にて購入可
JUエクセル	準拠確認番号JU-005D~	JUジャナイトポータル
注文書		サイトからダウンロード
		可
JU監修済注文書	各注文書に監修番号記載	
JADA(自販連)	各注文書に監修番号記載	番号無でもメーカー系シ
監修/準拠注文書等		ステムであることが判別
		できれば可
各社準拠確認済	準拠確認番号を事業社および	
注文書	所属協会へ連絡	
各システム会社等	準拠番号は、JUジャナイト管	準拠確認済各システム会
準拠確認済注文書	理ページに掲載および各協会	社等にて頒布、販売
	事務局へご案内いたします。	

※申請要件8について、使用している注文書がJUモデル注文書でない場合、または 準拠確認(監修)番号等が付されていない場合は、本部にて注文書の準拠確認審査 もしくは監修(費用20,000円(税込み)が別途必要となります。準拠確認もし くは監修が終了後に申請を受付けます。(費用は番号確定後に所属協会を通じ請求 させていただきます。)

例:準拠未確認(未監修)注文書使用の場合 本社→中販連(所属協会経由)→準拠確認(監修)終了後、準拠(監修)番号付与→本社 ↓↑(準拠確認(監修)作業) 本社

② 申請書および必要書類を本社所属・所在地協会(\*1)へ提出します。

書類提出

- ・誓約書兼申請書(申請書)【様式 1 号その 1】(23 ページ参照)
- 営業所確認書【様式 1 号その 2】(25 ページ参照)
- ・要件をみたした使用(記入)済み自動車注文書のコピー(\*2)
- 古物管理者講習会受講修了証等の写し(直前一年以内受講のもの)
- (・中古自動車査定士の場合は、有効期限内の査定士証の写し)
- \*1 今まで利用していた未準拠の注文書を新たに準拠済の注文書に変更して利用する場合の申請は、未記入の注文書原本(コピー不可)添付でも可能。

書類の提出先については「※準備および提出にあたっての書類提出先について(13、14ページ)」をご参照ください。

\*2 営業所が複数の協会に所在している場合は、営業所が所在するすべての協会から申請を認めてもらう必要があります。

(3) 申請書類確認

提出された申請書および必要書類は協会が確認後、JU適正販売店認定制度運営委員会事務局へ送付されます。

例:書類に不備または修正が必要な場合

本社 ↔ 所属・所在地協会 → 中販連

4 書類 協会から送付された申請書および必要書類について、申請要件 1 から 9 に合致しているかJU適正販売店認定制度運営委員会事務局にて確認をします。ここで不備や修正が必要となった場合は、書類は返送されます。

書類確認•受理

例:書類に不備または修正が必要な場合

本社 ⇔ 所属・所在地協会 ⇔ 中販連

5

認定証交付

申請書が受理され、本部にて申請要件をみたしていることが確認された後に登録され、JU中販連より認定証が発行(\*1)されます。

\*1 原則、申請の翌月初旬認定となりますが、申請数によっては申請から認定まで2か月程度を要

する場合があります。

例:認定証発行・送付の流れ 中販連 →所属・所在地協会 → 本社



(画像はイメージです)

6

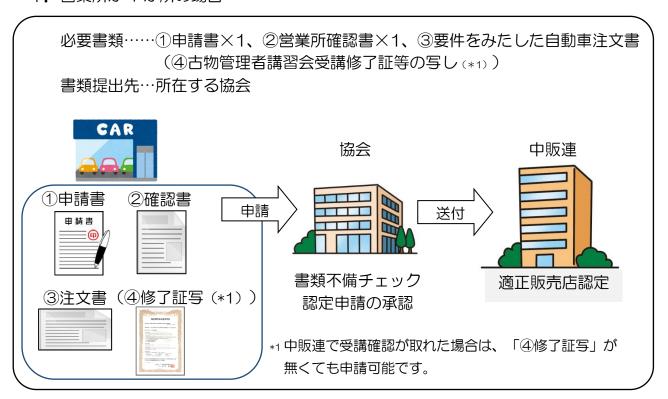
JU適正販売店としての活動を開始できます。

各社必要なツール (\*2) を利用していただきJU適正販売店として活動していただけます。

活動開始

\*2 ツール類については、「5. 適正販売店ツール(15 ページ)」をご覧ください。 適正販売店認定の際に、認定のぼりを 1 営業所につき 10 枚無償配布いたします。

# イ. 営業所が1か所の場合



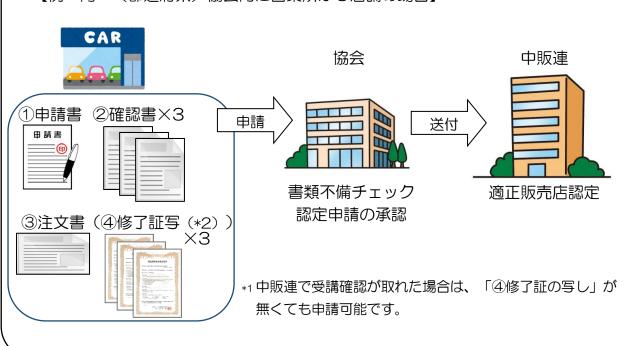
口、複数の営業所が同一の都道府県(北海道の場合は支部)協会にある場合

必要書類……①申請書×1、②営業所確認書×営業所の数

③要件をみたした自動車注文書

(④古物管理者講習会受講修了証写等(\*1)×営業所(届出管理者)の数) 書類提出先…所在する協会

【例:同一(都道府県)協会内に営業所が3店舗の場合】

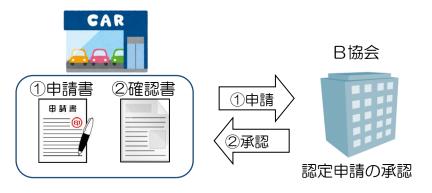


必要書類……①申請書×所在している都道府県協会の数

- ②営業所確認書×営業所の数
- ③要件をみたした自動車注文書
- ④古物管理者講習会受講修了証等の写し×営業所(届出管理者)の数書類提出先…所在している都道府県(北海道の場合は支部)協会ごと

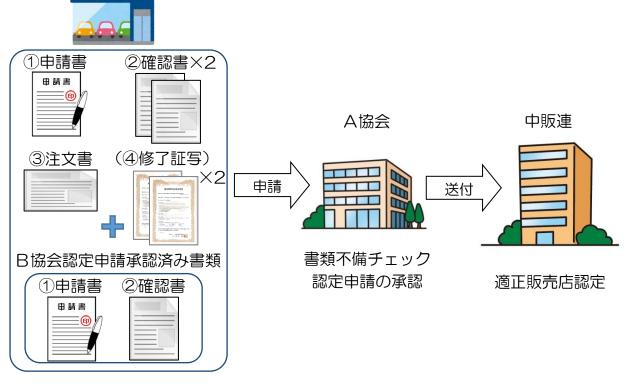
【例:A県に本社・営業所が2店舗、B県に営業所1店舗】

1.まずB協会に申請書・確認書を送付し、認定申請の承認を受ける。



CAR

2. B協会から申請の認定を受けたら、B協会に提出し認定申請の承認を受けた 書類とA協会に提出する書類をあわせてA協会へ申請する。



\*2 営業所が所属・所在するすべての都道府県協会から認定申請の承認を受け、全書類をそろえてから本社所属・所在地の協会を最終申請窓口として申請してください。

# 5. JU適正販売店ツール

JU適正販売店に認定されると、下記の認定ツールを利用することができます。 また、認定時には、認定のぼり・買取りのぼりを1営業所あたり計20枚(それぞれ10枚ずつ)差し上げます。

スターターキットは、各営業所1セット(例:1社5営業所ある場合は5セットを上限)で販売いたします。希望するツールを選択できる「選べるセット」もご用意しております。

# ●スターターキット

9,900円(税・送料込)にて販売いたします。

	スターターキット(6 点セット)	品数
1	JU適正販売店標識	1 枚
2	JU適正販売店のぼりタイプN-1A	15 枚
3	JU適正販売店ポスター	5枚
4	JU適正販売店窓用シール	1 枚
5	JU適正販売店卓上ミニのぼり	5個
6	JU適正販売店ご案内冊子	100部

# ●その他ツール

スターターキットでは足りない場合は、ご希望の商品を必要に応じて、ご 購入していただくことができます。

商品名	1 🗆	価格(税込)
JU適正販売店認定標識	1 枚	9,900円
JU適正販売店認定のぼり各種	10 枚	4,400円
JU適正販売店認定ポスター	1 枚	330円
JU適正販売店窓用シール	1 枚	550円
JU適正販売店認定卓上ミニのぼり	1個	550円
JU適正販売店ナンバープレート	1個	550円
JU適正販売店バナー看板	1個	4,400円
JU適正販売店クリアファイル	10 枚	550円
JU適正販売店ペーパーマット	100 枚	1,650円
JU適正販売店ご案内冊子	100部	770円

注意事項:別途送料 1,100円(税込)が必要となります

# ●JU 適正販売店認定ロゴデータ

認定を受けると無料でダウンロードすることができます。

ツールの詳細については 31 ページ、ご購入を希望する方は 33 ページの注 文書をご利用ください。

# 6. 認定継続審査

# 認定継続審査:

JU適正販売店の認定を継続するには、1年に1回認定継続審査を受ける必要があります。認定の有効期間は認定日から1年後の月の月末です(要綱第6条5項)。

例:2025年5月10日に認定を受けた場合

有効期限: 2026年5月31日まで

認定継続審査は、様式3号(必要に応じて様式2号)にて申請していただきます。

なお、新規認定後に新たな都道府県に営業所を新設した場合は、原則として、様式 1 号その 1 及び様式 2 号にて新設した営業所の所在地協会から 14 日以内に承認を得て、所属協会へ申請していただく必要があります(要綱第7条)。ただし、継続審査時期が近い場合は、例外的に様式 1 号その 2 及び様式 3 号にて所在地協会から承認を得て、所属協会へ継続手続き申請をしていただくことが可能です。

# • 継続審査手続:

期間満了 90 日前から 30 日前までの期間に継続審査手続申請書【様式第3号】、必要に応じて届出内容変更報告書【様式第2号】を提出してください(要綱第8条2項)。

継続審査手続には、情報管理費用として年6,000円が必要です。

なお、認定を受けている期間が連続して3年以上であり、かつ継続審査 手続を毎年遅滞なく行っている場合、継続審査手続きは最大で2年に延長 することができます(要綱第8条5項)。

# • 継続教育:

JU適正販売店は、当会が認める専門性の向上および職業倫理行動の定着を目的とした継続教育研修等を受けるよう努めなければなりません(要綱第10条)。

開催される研修は積極的に受講して下さい。

# 7. JU適正販売店FAQ

- Q1. 申請から認定までの期間はどのくらいかかりますか。
  - A. 申請要件をみたしていれば、中販連へ書類が届いた翌月初旬に認定され認定証が発送されますが、同時期に多数の申請がある場合は、書類到着から2か月程度を要することがあります。
- Q2. 所属協会だけでなく、営業所が所在地する他県の協会から認定申請を承認してもらう必要がありますか。
  - A. 消費者保護の観点から、未所属であってもトラブル解決の際に営業所が所在する協会の指導を受けるようにするために必要となります。
- Q3. 申請要件8の買取契約書は、買取を行っていなければ必要はありませんか。
  - A. 買取を行っていなければ、買取契約書は要件となりません。申請時に買取契約書の提出がなければ、買取を行っていないものとみなします。ただし、買取を行っている場合には、JPUC 監修済もしくはJU推奨買取契約書(JU中販連共同購買取扱商品)と同等内容の契約書を使用することが求められ、申請時に提出が必要になります。
- Q4. 申請および継続審査時にそれぞれ必要な費用はいくらですか。
  - A. 申請要件をみたしている場合、初めての申請に費用は必要ありません。ただし、有効期限切れ後 1 年以内に再度新規に申請した場合は、新規申請となりますが継続審査時と同等の費用が必要となります。また、要件 8 の使用している自動車注文書について、これから準拠確認または監修を依頼する場合は、準拠確認(監修)費用 20,000円(税込)が必要(システム会社からの依頼の場合を除く)となります。なお、費用は監修(準拠確認)番号確定後に所属協会を通じて請求いたします。

継続審査時においては、JU適正販売店認定制度の維持に伴う最低限の実費分(データ保守管理費用、更新案内・認定証等発送費用等)として6,000円(税込)を頂戴しております。

- Q5. 認定後、他県に新規出店しましたが、どのような手続きが必要ですか。
  - A. 新規出店した所在地協会から、様式 1 号その 1 (誓約書兼申請書) にて承認を受け、様式 1 号その 2 (営業所確認書) を添えて所属協会へ申請してください。
- Q6. JU 適正販売店ロゴを使用して PR をしたいのですが、どうしたらよいですか。
  - A. 適正販売店の認定を受けると JU ジャナイト My ショップページからダウンロードできます。 ダウンロードしたロゴは、名刺やチラシ等に印刷してご使用いただけます。
- Q7. 店頭でのPRは行いたいのですが、JUホームページでのインターネット公開はしたくない場合はどうしたらよいですか。
  - A. 自社でホームページを持っている場合やカーセンサー、GOO等で商品の広告をしている場合等は、JUホームページでの公開をしていただきますが、そのような媒体に一切公開をしていない場合は、インターネット等での公開を拒否する旨の理由記載の書面(様式不問)を提出してください。
- Q8. 販売士が退職してしまった場合はどうしたらよいですか。
  - A. 申請内容に変更が生じた場合、14日以内に申請内容の変更届を提出し、要件をみたす状態にしていなければなりません。販売士の不在状態が継続してしまう場合は、新たな販売士が所属するまで認定は停止となります(要綱第7条)(要綱第9条1項2号)。別の従業員に販売士研修試験を受講していただき、合格後に販売士登録をお願いいたします。

# 8. JU適正販売店認定制度要綱

第1章 総則

#### 第1条 本制度の趣旨

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会(以下「当会」という)は、中古自動車ユーザーの保護と中古 自動車取引市場の健全な発展に寄与する目的のもとに、JU適正販売店認定制度(以下「本制度」という)を 創設し、その健全な発展を図るため、本要綱を制定する。

#### 第2条 当会の活動

- 1 当会は、わか国における中古自動車販売に関する専門知識と本来具備すべき要件を備える販売店に対し、 JU適正販売店の称号を用いることを承認し、かつ当会が備えるJU適正販売店登録簿(以下「登録簿」という)に販売店の名称、営業所名と所在地・連絡方法、その他当会が登録簿上に登載するのを相当とする事項を登録し、認定書を交付する。
- 2 当会は、JU適正販売店による中古自動車販売活動の行動準則となるべき中古自動車販売事業者憲章(以下「事業者憲章」という) および中古自動車販売土職業倫理規程(以下「倫理規程」という) に則り、適正な承認、JU適正販売店に対する継続的教育、行動モニタリングと監督等を通じて、本制度の信頼性の保持に努める。
- 3 当会は、登録簿の内容をホームページ上で一般に公開し、中古自動車ユーザー等の利用に供する。
- 4 当会は、中古自動車ユーザーの保護と中古自動車取引市場の健全な発展に寄与する目的のもとに自主的活動として本制度を創設し運用するものであって、すべてのユーザーおよび取引関係者に対し、当会が認定したより適正販売店の事業活動にもとづくクレームについていかなる法的責任も負わない。

#### 第3条 JU適正販売店の責務

- 1 JU適正販売店は、事業者憲章および倫理規程を遵守するとともに、当会が行う継続教育を忠実に受講し、 本制度の趣旨に添った適正な販売活動に努める。
- 2 JU適正販売店は、自己の営業所に在籍する従業員の販売活動が事業者憲章および倫理規程に沿ったものであるように努める。
- 3 JU適正販売店は、登録簿への登載によりJU適正販売店の販売活動についての情報が公開されることを 承諾する。
- 4 JU適正販売店は、消費者トラブル未然防止及びJU適正販売店の信頼性担保に努める観点から、購入者 を模した調査員による適正表示及び販売行為等に関する調査の受入れを了承するものとする。

#### 第4条 称号の使用と活動の制限

当会の認定を得ずに、JU適正販売店の称号およびロゴ・マーク等の使用、その他JU適正販売店としての活動をしてはならない。認定を取り消され、または資格を停止された販売店も同様である。

#### 第2章 JU適正販売店申請の認定と認定の取消し等

#### 第5条 申請要件及び欠格事由

- 1 JU適正販売店認定の申請をしようとする事業者は、次の要件をみたしていなければならない。
  - ① 所属する協会および営業所所在地協会(以下「所属・所在地協会」という)がJU適正販売店の認定 申請を承認していること
  - ② 自動車公正取引協議会(以下「公取協」という)会員であり、申請日から過去5年以内に自動車公正 競争規約違反で警告以上の措置、または消費者庁等からそれに準ずる措置等を受けておらず、次項の 定めにも該当しないこと
  - ③ すべての営業所の古物管理者が、申請日から遡り過去一年以内に実施された古物管理者講習会を受

- 講していること
- ④ すべての営業所に中古自動車販売土が在籍していること
- ⑤ すべての営業所に当会が実施するCS基礎研修の修了者が1名以上在籍していること
- ⑥ すべての営業所に当会が実施する車両見極め初級研修の修了者、または運営委員会がこれ と同等と認める研修の修了者、もしくは現に有効な中古自動車査定士資格を有する者が 1 名以上在籍していること
- ⑦ すべての営業所が法定点検・特定整備を行う場合、認証または指定工場で行っていること
- ⑧ 使用している自動車売買注文書(買取を行う場合は買取契約書を含む)および契約上の特約事項(裏面約款等)が、監修団体の監修を受けているか、JU自動車売買注文書・特約事項に準拠していること。なお、買取契約書については、モデル買取契約書の確定後に本規定を適用する。
- ⑨ 自動車公正競争規約を遵守すること、および消費者トラブルが起きた際には認定申請を承認した協会の指導を受けることにつき、誓約をすること
- 2 次のいずれかに該当する場合は、JU適正販売店となることができない。
  - ① 前項の要件をみたしていない場合
  - ② 販売店代表者、古物管理者、中古自動車販売土が次のいずれかに該当する者である場合
    - ア、破産者で復権を得ていない者、または外国の法令上これと同様に扱われている者
    - イ. 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行が終った日から3年が経過していない者
    - ウ. 成年被後見人もしくは被保佐人、または外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
    - エ. 販売士在籍店の認定を取消されてから3年が経過していない者
  - ③ 過去5年以内に、古物営業法、不正競争防止法、不当景品類および不当表示防止法等の自動車の公正取引に関する法令等に違反した事実が認められ、公取協より警告以上の措置、または消費者庁等からそれに準ずる措置を受けた場合
  - ④ その他、中古自動車販売の公正を保つ見地から、JU適正販売店と認定することが不適切であると所属・所在地協会が判断した場合
- 3 すでにJU適正販売店の認定を受けた事業者が、前項2号から4号に該当した場合または第8条に定める継続審査手続の申請要件をみたさなくなった場合は、JU適正販売店としての資格を喪失する。ただし、 継続審査手続の申請要件については、これをみたすために必要な期間を猶予することができる。

#### 第6条 申請および認定

- 1 JU適正販売店認定の申請をしようとする事業者は、当会が定める書類を所属・所在地協会に提出しなければならない。
- 2 本条1項の申請には、第5条各項の申請要件を具備していると判断するために当会が定める資料を添付しなければならない。
- 3 当会は、第1項の申請書 1 および前項の添付資料が申請要件をみたしていると判断する場合、その申請を受理し認定する。
- 4 当会は、前項の認定をうけた事業者に対してJU適正販売店証明書を交付する。
- 5 JU適正販売店としての認定有効期間は、第3項のJU適正販売店の認定日から1年後の月の末日とする。
- 6 認定の有効期限が切れてから1年以内に再度認定の申請をする場合は、協会が指定する期日までに情報管理費用の支払いをしなければならない。

# 第7条 変更の届出

JU適正販売店の申請内容に変更が生じた際は、14日以内にその変更内容を所属・所在地協会に届け出なければならない。また、JU適正販売店の申請要件をみたしていない状態となった場合は、自ら速やかにその旨を所属・所在地協会に届け出なければならない。ただし、第5条1項5号および6号の変更についてはこの限りでない。

#### 第8条 継続審査手続の申請

- 1 JU適正販売店は、第6条5項の有効期間満了後も適正販売店として活動するときは、当会が指定する継続審査手続の申請をしなければならない。
- 2 前項の申請をする適正販売店は、第6条5項の期間満了の90日前から30日前までの期間に、所属・所在地協会に継続審査申請書および当会が別に定める添付資料の提出をし、所属する協会が指定する期日までに情報管理費用の支払いをしなければならない。
- 3 当会は、本条2項の継続審査手続の申請を経たJU適正販売店について、第5条1項5号および6号を除く各号の申請要件が具備されている場合は継続して認定する。ただし、第5条1項1号の定める要件は、所属・所在地協会が拒絶の意思を明示しない限り、みたしているものとする。なお、第5条1項3号については、「申請日から遡り過去一年以内に実施された」を「認定後は毎年度継続して」に読みかえるものとする。
- 4 当会は、前項をみたしたJU適正販売店を登録簿に登載する。
- 5 認定を受けている期間が連続して3年以上であり、かつ継続審査手続を毎年遅滞なく行っているJU適正販売店の有効期限について、当会は最大で2年に延長することができる。

#### 第9条 認定の取消し等

- 1 当会は、JU適正販売店である事業者またはその従業員が次のいずれかに該当した場合、以下の措置をすることができる。
  - (1) 認定の取消(適正販売店たる資格の喪失)
    - ① 解散、特別清算手続または破産手続が開始され、もしくは外国の法令上これと同様に扱われることに なった者
    - ② 古物営業法、不正競争防止法、不当景品類および不当表示防止法等の自動車の公正取引に関する法令等に違反する行為を反復継続した者
    - ③ JU適正販売店申請に際し、申請内容について虚偽の内容を記載した者
    - ④ その他、中古自動車販売の公正を保つ見地からJU適正販売店として認定するのが不適切であると 当会及び所属する協会が判断した者
  - (2) 認定の停止(期間を定めて行う資格の停止)
    - ① 古物営業法、不正競争防止法、不当景品類および不当表示防止法等の自動車の公正取引に関する法令等に違反する行為をした者
    - ② その他、中古自動車販売の公正を保つ見地からJU適正販売店認定の効力を一時停止するのが適切であると当会及び所属する協会が判断した者
  - (3) 戒告または厳重注意
    - ① 事業者憲章、本要綱または倫理規程に違反し、戒告または厳重注意をするのが適切であると当会及び 所属する協会が判断した者
    - 2 本項1号③に該当した者で、事案の内容が軽微なとき
- 2 JU適正販売店は、前項各号に該当する事実が生じたときは、速やかにその旨を所属する協会を通じて当会に申告しなければならない。
- 3 当会及び所属する協会は、本条1項各号の処分をしようとするときは、そのJU適正販売店に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 4 本条1項の処分を受けたJU適正販売店は、処分がされた日から7日以内に、当会に対して異議の申立を することができる。
- 5 前項の異議が提起された場合、当会は、指導環境委員会および小売振興委員会において再審査し、その諮問にもとづいて当会会長が異議の当否を決定する。
- 6 本条1項の処分を受けたJU適正販売店は、本条4項の期間が経過したときは、理由のいかんを問わず、 当会に対し一切の不服申立もしくは賠償請求をすることができない。
- 7 当会は、本条1項の処分が確定したとき(本条4項の期間が経過したとき、または5項による異議申立の 却下があったとき)は、登録簿にその旨を登載し、ホームページでその内容を公表することができる。また、 当会は、必要があると判断したときは、その旨を機関紙上でも発表することができる。ただし、戒告および

# 第3章 制度の運営

# 第10条 当会の継続教育とJU適正販売店の研鑽義務

- 1 JU適正販売店は、当会が認める専門性の向上および職業倫理行動の定着を目的とした継続教育研修等を 受けるよう努めなければならない。
- 2 JU適正販売店は、本条1項の継続教育を忠実に受講するとともに、JU適正販売店の相互交流と相互啓発による学習によって、中古自動車販売業の中核を担う者たるに相応しい能力の研鑚と専門知識の共有化に努めなければならない。

#### 第11条 行動モニタリング

当会は、以下の機会と方法により、継続的にJU適正販売店の販売行動をモニタリングする。

- ① 申請書、同添付資料の各記載内容と事実の符合性の確認
- ② ホームページへのJU適正販売店登録簿登載内容の公開
- ③ JU適正販売店に関する問い合わせと回答
- ④ 当会、所属・所在地協会および外部消費者相談窓口からの報告・通知
- ⑤ 中古自動車取引に関わる団体・組織からの情報収集
- ⑥ 当会傘下会員販売店からの申告

#### 第12条 販売活動援助

- 1 当会および本制度に賛同する組織は、ホームページ、機関紙等による広報等によってユーザーおよび取引 関係者に対し、本制度がユーザーの保護と中古自動車取引市場の健全な発展に寄与する見地に立って、JU 適正販売店が販売活動を行うよう奨励するものであることを広報する等の方法により、販売活動を援助する ことができる。
- 2 当会は、JU適正販売店に対し、本制度に沿って販売活動を行う旨を表示した看板その他の販売用グッズを頒布することができる。

#### 第13条 運営委員会

- 1 当会は、本制度を運営するために、JU適正販売店認定制度運営委員会(以下「運営委員会」という)を 設置する。
- 2 運営委員会は、指導環境委員長を委員長とし、小売振興委員長を副委員長とし、委員長、副委員長が任命する委員をもって組織する。
- 3 運営委員会の任務は以下のとおりとする。
  - ① 倫理規程案の策定と当会会長への建議
  - 2 JU適正販売店に対する継続教育の方法の決定と実施
  - ③ 登録簿の登載内容の決定と同登録簿の管理
  - ④ 申請書の様式および添付資料の種類の決定
  - ⑤ JU適正販売店の行動モニタリング
  - 6 その他、本制度の運用に関する重要事項の決定

# 第14条 審查委員会

- 1 当会は、JU適正販売店認定制度審査委員会(以下「審査委員会」という)を設置する。
- 2 審査委員会は、指導環境委員長および小売振興委員長、ならびに当会会長が委嘱する関係団体役職員および学識経験者によって構成する。
- 3 審査委員会は、指導環境委員長を委員長とし、小売振興委員長を副委員長とする。
- 4 審査委員会の任務は次のとおりとする。
  - 1 本制度の運営についての意見具申
  - ② 第9条1項1号および2号の処分に関する審査と処分内容の決定

- ③ 第9条5項の異議審査に関し、指導環境委員会および小売振興委員会に対して異議の当否についての意見具申
- ④ その他、第9条1項1号および2号の処分および本項③の意見具申に関する必要事項の調査、検討

# 第15条 協賛

当会は、本制度の趣旨に賛同し、協力を申し出た企業・団体等を協賛企業・団体と認め、提携して本制度の推進を図る。

第4章 補 則

# 第16条 細則

本要綱にもとづく本制度の運用に必要な事項は、運営委員会が細則をもって定める。

# 第17条 要綱の制定と改訂

本要綱の制定と改訂は、運営委員会により行われ会長が承認する。

附則

本要綱は、平成27年3月31日から施行する。

#### (記入例)

様式第1号その1(2025/4/1~)

#### 下欄青字は所在地協会が記入してください。

申請受理協会	JU OO	協会受理年月日
申請会員番号	0 0 0 - 0 0 0 0	中販連受理年月日 年 月 日
公取協No.		所在地協会申請承認 (1. 有 2. 無
監修(準拠確認)No.	0 0 - 0 1 1 D	注文書の監修(準拠確認)No.の記載がない申請は受理されません

#### JU適正販売店認定 誓約書兼申請書

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 殿 下記のとおりJU適正販売店認定の申請をいたします。

下欄赤字は申請事業者が記入してください。

※以下の[ ]について「します(います)/しません(いません)/英数字」を自署してください。

- 1. 自動車公正競争規約を遵守していること、および消費者トラブルが起きた際には、 所属協会および所在地協会の指導を受けることの誓約を[ します ]。
- 2. 公取協会員であり、過去5年以内に公正競争規約違反による警告以上の措置等を受けて[いません]。
- 3. 消費者庁および公正取引委員会等から表示や取引等について行政処分を受けて[ いません ]。
- 4. 法定点検、特定整備を行う場合、認証または指定工場で行っていることを自認[ します]。

また、モデル買取り契約書等が提示された場合にも、それらを適正に使用[ します ]。

- 6. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届け出を[ します]。
- 7. 当社は、全営業所[ / ]店舗を営業所確認書添付の上、申請[ します ]。
- 8. 当社は、消費者トラブル未然防止及びJU適正販売店の信頼性担保に努める観点から、購入者を模した 調査員による適正表示及び販売行為等に関する調査の受入れを了承[ します ]。
- 9. 当社は、JU適正販売店認定制度の趣旨を理解し、中古自動車販売業の健全な発展に寄与[ します ]。 JU適正販売店認定制度要綱を遵守するとともに上記項目について自認し、今後も遵守することを宣誓[します]。

申請日: 2 0 2 5 年 1 0 月 3日

申請者の氏名又は事業所名称及び住所及び代表者名

株式会社 ○○○自動車 〒000-0000 ○○県○○市1-1-1 電話番号000-000-0000 代表取締役 ○○ ○○



当会 指導環境委員会 は、事業者のJU適正販売店認定申請を承認します。

(指導環境/小売振興/総務/執行部会等協会の組織で認定してください)

R 7年 1 0月 8日

○○中古自動車販売協会



#### ■申請書類確認欄

- □□ 当申請書【様式1号その1】
- □□ 営業所確認書【様式1号その2】 ※営業所が複数ある場合はその営業所数分の確認書が必要です。
- □□ 使用している自動車売買注文書
- ( □□ 複数の都道府県に店舗がある場合は、別途その所在地協会承認済みの申請書【様式1号その1】が必要)
- (□□ 複数の都道府県に店舗がある場合は、別途その所在地営業所確認書【様式1号その2】が必要)
- ( □□ 中古自動車査定士の場合は、有効期限内の査定士証の写し)

#### ■記載要領

太枠以外の欄には記載しないこと。

右ページをコピーして申請してください。

※本申請により当会が取得した個人情報は、以下の目的で使用いたします。

・JU適正販売店制度の認定のため要件となっている研修の受講履歴と照合すること。

#### 様式第1号その1(2025/4/1~)

申請受理協会	JU	協会受理年月日	年	月	日				
申請会員番号		中販連受理年月日	年	月	日				
公取協No.		所在地協会申請承認	所在地協会申請承認 1.有 2.無						
監修(準拠確認)No.		注文書の監修(準拠確認)No.の記載がない申請は受理されません							

# JU適正販売店認定 誓約書兼申請書

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 殿

※以下の[	」について「します(います)	/しません(いません)/{	英数字」を目著し	てくださ	( <b>'</b> °	
所属協会会はでは 3. 消費点は、3. 消費点は、 4. 法当社は、かずれ、を また、請社は、かずい、 また、 は、かずいに また、 は、は、 で 3. 当社はは、 3. 当社はは、 3. 当社は、 9. 当社は、 9. 当社は、 9. 9. 9. 9. 9. 9. 9. 9. 9. 9. 9. 9. 9. 9	取り契約書等が提示された場 更が生じた場合は、速やかに	ことの誓約を[ 記約違反による警告以上の 記令取引等について行政 は指定工場で行っている 文書、もくしはJU確認 ]。 合にも、それらを適正に 変更の届け出を[ 確認書添付の上、申請 正販売店の信頼性担保 する調査の受入れを了 理解し、中古自動車販	]。  D措置等を受けて  数処分を受けて[ ることを自認[  斉み自動車売買]  で使用[  ]。 [に努める観点が 承[  一葉の健全な発	- 注文書の ]。 いら、購入 。 展に寄与	・ ) 、者を模し ;[	<i>†</i> = ]。 ]。
		F	申請日:	年	月	日
申請者の氏名	又は事業所名称及び住所及び	が代表者名				
						印
当会	は、事業者の、	JU適正販売店認定申詞	青を承認します。			
			年	月	日	
						EΠ
□□ 営業所確 □□ 使用して (□□ 複数の者 (□□ 複数の者	閣 【様式1号その1】 証認書【様式1号その2】 ※営 いる自動車売買注文書 B道府県に店舗がある場合は B道府県に店舗がある場合は 助車査定士の場合は、有効期	、別途その所在地協会 、別途その所在地営業	承認済みの申請 所確認書【様式・	書【様式	1号その	1】が必要)
■記載要領						

太枠以外の欄には記載しないこと。

- ※本申請により当会が取得した個人情報は、以下の目的で使用いたします。
- ・JU適正販売店制度の認定のため要件となっている研修の受講履歴と照合すること。

# (記入例)

様式第1号その2(2025/4/1~)

青字は所在地協会が記入してください。

受理協会	JU 00	協会受理年月日	R 7 年 1 0 月 3 日
申請会員番号	0 0 0 - 0 0 0 0	中販連受理年月日	年 月 日
営業所等番号			

# JU適正販売店 営業所確認書

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 殿

様式1号その1の申請に本確認書を添付します。	下脚去ウけ中語車業者が記るしてノださい
東式   芳をの   の中請に本帷総書を添竹しより。	下欄赤字は申請事業者が記入してください。

	( ) ( - ) ( ) ( )	削し本催認書を添竹	0076	1 個別 118千	請事業者か記。	70007200	0					
	申請日	R 7年	1 0 月	10日	営業所数	1 / 2						
	名称	(フリガナ) カ ) マ	ルマルジ	ドウシャマ	ルマルテン							
	(および屋号)	(株) O O f	自動	<b>L</b> O (	) 店							
		(1枚目の住所又は原	居所と同じ場	合は、記載を要した			,					
		〒 0000-0	0 0 0	00	都道府県	00		市区町村				
	所在地	003	<b>≥</b> ○○♥ 3-1-5									
		電話( 0 0 0 )	0 0 0	一 0000 番								
		email : a b c	1 2 3 @	abc,co	m							
申請	☑ 古物管理者		(フリガナ)	ハンバイジ	ロ ウ 生年	年	月	日				
要 件	☑ 中古自動車販	売士	氏名	販売 二	郎 月日	S 6 0	1	1				
保 有	□ CS研修修了者		直近の古	直近の古物受講修了番号 中古自動車販売								
者 ①	□ 車両見極め研修例 もしくは査定士等例	修了者 採有者(□別添あり)	1 5 0 0	0 0 0 1	0 1 2 - 0	0 0 0 -	0 0	1 1				
申請	□ 古物管理者		(フリガナ)	チュウコ ハ	ジメ生年	年	月	日				
要 件	□ 中古自動車販	売士	氏名	中古	一月日	S 6 0	1 0	1 0				
保有	□ CS研修修了者	ž I	直近の古	物受講修了番号	中古自動車販売士認定番号							
者	車両見極め研修修 もしくは査定士等係	修了者 R有者(□別添あり)										
申請	□ 古物管理者		(フリガナ)	チュウハン	タロウ 生年	年	月	日				
要 件	□ 中古自動車販	 売士	氏名	中級 人	郎 月日	S 6 0	4	5				
保有	□ CS研修修了者	Ť	直近の古	物受講修了番号	中古自動	車販売士認:	定番号	+				
者 ③	車両見極め研修作 しくは査定士等係	修了者 R有者(□別添あり)										
申請	□ 古物管理者		(フリガナ)		生年	年	月	日				
要 件	口 中古自動車販	売士	氏名		月日							
保 有	□ CS研修修了者		直近の古	物受講修了番号	中古自動	車販売士認:	定番号					
者 ④	車両見極め研修作	修了者 R有者(□別添あり)										

# ■記載要領

1 太枠以外の欄には記載しないこと。

右ページをコピーして申請してください。

- 2 数字を付した欄は、該当する数字を〇で囲むこと。
- ※本申請により当会が取得した個人情報は、以下の目的で使用いたします。
  - ・JU適正販売店制度の認定のため要件となっている研修の受講履歴と照合すること。

# 様式第1号その2(2025/4/1~)

受理協会	JU	協会受理年月日	年 月 日
申請会員番号		中販連受理年月日	年 月 日
営業所等番号			

# JU適正販売店 営業所確認書

# 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 殿

様式1号その1の申請に本確認書を添付します。

	申請日	年	月	日	営業所数	/					
		(フリガナ)									
	名称 (および屋号)	1 ' '		, , , ,	. , , ,	, , ,		, ,			
		(1枚目の住所又は原	舌所と同じ場で	合は、記載を要し	ない)						
		<b>=</b>			都 道			市区			
		1			府 県			町村			
	所在地										
		電話( )		番							
Ļ	1	email :									
申請	□ 古物管理者		(フリガナ)		生生		月	日			
要件	□ 中古自動車販	売士	氏名	氏名							
保有	□ CS研修修了者	首	直近の古物	<b>物受講修了番号</b>	中古自	中古自動車販売士認定					
者 ①	車両見極め研修f も	修了者 しくは査定士等保有者									
申請	□ 古物管理者		(フリガナ)		生生	年	月	日			
要件	□ 中古自動車販	売士	氏名		月 [	∄					
保有	□ CS研修修了者	Ť	直近の古物	<b>物受講修了番号</b>	中古自動車販売士認定番号						
者	車両見極め研修作 し も	修了者 しくは査定士等保有者									
申請	□ 古物管理者		(フリガナ)		生生	年	月	日			
要件	□ 中古自動車販	売士	氏名		月日	3					
保有	□ CS研修修了者		直近の古物	<b>勿受講修了番号</b>	中古自	動車販売士認	定番号	<del>]</del>			
者 ③	車両見極め研修作 も	修了者 しくは査定士等保有者									
申請	□ 古物管理者		(フリガナ)		生生	年	月	日			
要件	□ 中古自動車販	売士	氏名		月日	3					
保有	□ CS研修修了者		直近の古物	<b>勿受講修了番号</b>	中古自	動車販売士認	定番号	<del>-</del>			
者 ④	車両見極め研修(も	修了者 しくは査定士等保有者									

# ■記載要領

- 1 太枠以外の欄には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を〇で囲むこと。
- ※本申請により当会が取得した個人情報は、以下の目的で使用いたします。
  - ・JU適正販売店制度の認定のため要件となっている研修の受講履歴と照合すること。

#### 様式第2号

# 青字は所在地協会が記入してください。

受理協会	JU OO	協会受理年月日	R 7 年 9 月 1 3 日
申請会員番号	0 0 0 - 0 0 0 0	中販連受理年月日	年 月 日
営業店等番号	0 0 0 - 0 0 0 0 -	0 0 0 1	

# JU適正販売店 届出内容変更報告書

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 殿 以下のとおり変更いたします。 赤字は申請事業者が記入してください。

※営業所名称は必ず記入し、その他欄は変更内容のみ記載してください。

						144070766	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	E	申請日	R	7年	9 月	10日		□変更□閉鎖	Į
		名称	(フリガナ)	<b>力</b> )	マルマル	ジドウシ	ヤマ	ルマルテン	
		よび屋号) ※必須 	(株) 〇	0	自動	車	0 (	) 店	
			(1枚目の信	上所又は	は居所と同じ	場合は、記	載を要した	ばい)	
			₹					都 道	市区
								府 県	町 村
	Ē	听在地							
堂			電話(	)		_	番		
営業			email :						
所		氏名	(フリガナ)					直近の受講修了	番号
	古物管		(漢字等)						
	理 者	<b>4 7 9 9</b>	西暦 和暦		年	月日			
		生年月日	0 1						
	中		(フリガナ)	テキ	セイイ	チ		販売士認定番号	<del> </del>
	古自動車	氏名	(漢字等)		適	正一		0 1 3 - 0 0 0 0 -	9 9 9 9
	版 売 ・ <b>ナ</b> ケロロ		西暦 和暦		年	月日			
	±	生年月日	0 1		S 6 0	2 1			
ſ	吏用注	文書変更	00-010	Dから	J U-005 I	)に変更		☑ 注文書原本添付確認	Į.

# ■記載要領

1 太枠以外の欄には記載しないこと。

右ページをコピーして申請してください。

- 2 数字をふした欄は、該当する数字を〇で囲むこと。
- 3 注文書を変更する場合は、変更後の注文書原本を添付すること。
- ※本申請により当会が取得した個人情報は、以下の目的で使用いたします。
  - ・JU適正販売店制度の認定のため要件となっている研修の受講履歴と照合すること。

# 様式第2号

受理協会	JU	協会受理年月日	年 月 日
申請会員番号		中販連受理年月日	年 月 日
営業店等番号			

# JU適正販売店 届出内容変更報告書

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 殿 以下のとおり変更いたします。

※営業所名称は必ず記入し、その他欄は変更内容のみ記載してください。

	F	————— 申請日			年			<del></del> 月		日					Г	変更	ī 1	口閉	銷			
		T- pf H	(フリガ				1 {	<u>,,,</u>	) !	<del> </del>	: }					<u>بر پر د</u> :	<u> </u>		1254	-	_	_
	(+>	名称 よび屋号)	(フリカ	<b>T</b> )					]		: }	Ŀ			1 1				-{		<u> </u>	<u>.                                    </u>
		⋆∪座专》 ※必須																				
			(1 # 日	のAt	· 하 고 /	+ 12 7	ii LE	31、10	<u> </u>	+ ===	<u>+1:</u> ⊀	. 西 1 っ	۲۰۱۰									
				枚目の住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない) 都 道											_							
			₹																			区
														府 県	•						町	村
	Ē	听在地																				
堂			電話	<del>[</del> (	)			_			番	:										
営業所			emai	il :																		
所			(フリガ	`ナ)											直	近の	受請	修	了番	号		
	古物管	氏名	(漢字	等)							•									/	/	/
	理 者		西暦和	個			年	J	₹	日												
	13	生年月日	0	1		-					-											
			(フリガ	`ナ)											見	反売:	 上認?	 定番	号			
	中古	氏名			نسسلسب				ئىسىد		كسسة								1			
	自動車		(漢字	等)											-			-	-			
	販売	<b>生年</b> 日日	西暦和	暦			年	J.	╕│	日												
	±	生年月日	0	1																		
1	<u></u> 更用注	文書変更												] 注	文書	ま原 ス	<b>上添</b> (	寸確	認			

# ■記載要領

- 1 太枠以外の欄には記載しないこと。
- 2 数字をふした欄は、該当する数字を〇で囲むこと。
- 3 注文書を変更する場合は、変更後の注文書原本を添付すること。
- ※本申請により当会が取得した個人情報は、以下の目的で使用いたします。
- ・JU適正販売店制度の認定のため要件となっている研修の受講履歴と照合すること。

様式第3号(2025/4/1~)

#### 下欄青字は所在地協会が記入してください。

申請受理協会	JU OO	協会受理年月日 R 7 年 9 月 1 3 日							
申請会員番号	0 0 0 - 0 0 0 0	中販連受理年月日 年 月 日							
公取協No.									
監修(準拠確認)No.	0 0 - 0 1 1 D	注文書の監修(準拠確認)No.の記載がない申請は受理されません							

#### JU適正販売店 継続審査手続申請書

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 殿 下欄赤字は事業者が記入してください。 以下のとおりJU適正販売店認定継続審査手続きを申請いたします。

※以下の[ ]について「します(います)/しません(いません)/英数字」を自署してください。

自署の内容によっては、継続認定しないことがあります。

- 1. 自動車公正競争規約を遵守していること、および消費者トラブルが起きた際には、 所属協会および所在地協会の指導を受けることの誓約を[ します ]。
- 2. 公取協会員であり、過去5年以内に公正競争規約違反による警告以上の措置等を受けて[ いません ]。
- 3. 消費者庁および公正取引委員会等から表示や取引等について行政処分を受けて[いません]。
- 4. 法定点検、特定整備を行う場合、認証または指定工場で行っていることを自認[ します ]。
- 5. 当社は、JUモデル注文書、JU監修済み注文書、もくしはJU確認済み自動車売買注文書のいずれかを適正に使用して[ います ]。

また、モデル買取り契約書等が提示された場合にも、それらを適正に使用[ します ]。

- 6. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届け出を[ します ]。
- 7. 当社は、全営業所[ 2 ]店舗を申請[ します ]。
- 8. 当社は、消費者トラブル未然防止及びJU適正販売店の信頼性担保に努める観点から、購入者を模した 調査員による適正表示及び販売行為等に関する調査の受入れを了承[ します ]。
- 9. 当社は、JU適正販売店認定制度の趣旨を理解し、中古自動車販売業の健全な発展に寄与[ します ]。 JU適正販売店認定制度要綱を遵守するとともに上記項目について自認し、今後も遵守することを宣誓[します]。
  - □当社は、継続審査要件について内容変更報告の項目はありません。
  - □申請時の内容に変更がありましたので、別添[様式2号]のとおり変更いたします。

申請日: 2 0 2 5 年 9月 1 0日

申請者の氏名又は事業所名称及び住所及び代表者名

株式会社 ○○自動車 〒000-0000 ○○県○○市1-1-1 電話番号00-0000-0000

法人印盤

当会 指導環境委員会 は、事業者のJU適正販売店認定の継続を承認します。

(指導環境/小売振興/総務/執行部会等協会の組織で認定してください)

R 7年 1 0月 8日

代表取纾役 ○○ ○○

○○中古自動車販売協会



#### ■申請書類確認欄

- □□ 当継続審査手続申請書【様式3号】(本書)の記載事項
- □□ 認定後もしくは前回の更新後に実際に使用した自動車売買注文書両面の写し(個人情報消去済のもの)
- □□ 規約遵守状況調査票(セルフチェックシート)
- □□ 届出内容変更報告書【様式2号】

#### ■記載要領

右ページをコピーして申請してください。

太枠以外の欄には記載しないこと。

- ※本申請により当会が取得した個人情報は、以下の目的で使用いたします。
  - ・JU適正販売店制度の認定のため要件となっている研修の受講履歴と照合すること。

#### 様式第3号(2025/4/1~)

申請受理協会	JU	協会受理年月日	年	月	日
申請会員番号		中販連受理年月日	年	月	日
公取協No.					
監修(準拠確認)No.		注文書の監修(準拠	確認)No.の記載が	ない申請	は受理されません

# JU適正販売店 継続審査手続申請書

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 殿

以下のとおりJU適正販売店認定継続審査手続きを申請いたします。

次以下の[ ][c ][c ][c ][c ][c ][c ][c ][c ][c ][	7077 天奴于] 2011年10	, C (/_C0	0	
自署の内容によっては、継続認定しないことがあります。				
1. 自動車公正競争規約を遵守していること、および消費者トラブ所属協会および所在地協会の指導を受けることの誓約を[ 2. 公取協会員であり、過去5年以内に公正競争規約違反による。 3. 消費者庁および公正取引委員会等から表示や取引等につい 4. 法定点検、特定整備を行う場合、認証または指定工場で行っ 5. 当社は、JUモデル注文書、JU監修済み注文書、もくしはJUでいずれかを適正に使用して[ また、モデル買取り契約書等が提示された場合にも、それらを通6. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届け出を[ 7. 当社は、全営業所[  ]店舗を申請[  ]。 8. 当社は、消費者トラブル未然防止及びJU適正販売店の信頼性調査員による適正表示及び販売行為等に関する調査の受入れ 9. 当社は、JU適正販売店認定制度の趣旨を理解し、中古自動可JU適正販売店認定制度要綱を遵守するとともに上記項目についる	]。 警告以上の措置等を て行政処分を受けて[ ていることを自認[ 在認済み自動車売買う  適正に使用[ ]。  生担保に努める観点か しを了承[ 車販売業の健全な発力	注文書の ]。 いら、購入す ]。 展に寄与[		]. = ].
□当社は、継続審査要件について内容変更報告の項目はあり	<del></del> ません。			
□申請時の内容に変更がありましたので、別添[様式2号]のとお	-			
日午前時の下午に交叉がのうなしたので、別が自然などう」のこの	37及父0720より。			
申請者の氏名又は事業所名称及び住所及び代表者名	申請日:	年	月	B
				印
当会は、事業者のJU適正販売店認定				
	年	月	日	
				印
■申請書類確認欄 □□ 当継続審査手続申請書【様式3号】(本書)の記載事項 □□ 認定後もしくは前回の更新後に実際に使用した自動車売 □□ 規約遵守状況調査票(セルフチェックシート) □□ 届出内容変更報告書【様式2号】	買注文書両面の写し	<b>八個人情</b> 報	<b>设消去済</b> (	<b>のもの</b> )

# ■記載要領

太枠以外の欄には記載しないこと。

- ※本申請により当会が取得した個人情報は、以下の目的で使用いたします。
- ・JU適正販売店制度の認定のため要件となっている研修の受講履歴と照合すること。

# ■JU 適正販売店ツール一覧

#### 【商品 No.H-1】JU適正販売店標識※1

材 質: ステンレススチール サイズ: W330×H240mm

価格:9,900円

※1:1 営業所1 枚までの販売となります。

# **適正販売店**−般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会認定 子グマ自動車販売株式会社

# 【商品 No.P-1】JU適正販売店ポスター

材 質:コート紙

サイズ: B2 価格: 330円



#### 【商品 No.G-1】ご案内冊子

材 質:マットコート

サイズ: A4 3つ折 価格: 770円

(100部一口)



# 【商品 No.S-1】窓用ステッカー

材 質:塩ビ サイズ:A4

価格:550円



# 【商品 No.T-1】卓上ミニのぼり※2

材 質:テトロンポンジ

サイズ: W100×H300mm

価格:550円

Ju 適正販売店

※2JU適正販売店のぼりタイプAのサイズを小さくし た台座付きのデスク等に置いていただく商品です。

# 【商品 No.C-1】クリアファイル

材 質:PP サイズ:A4

価格:550円 (10枚1セット)



# 【商品 No.M-1】ペーパーマット

材質:色上質紙

サイズ:B3

価格: 1,650円

(100枚1セット)



# JU適正販売店ロゴダウンロード

JUジャナイトポータルサイトから無料でダウンロードできます。



# 【商品 No.別頁参照】JU適正販売店のぼり



材 質:トロピカル

サイズ: W700×H1,800mm

価格:各種4,400円(10枚1口)



# 【商品 No.K-1】 J U 適正販売店バナー看板※3

材 質:アルミ複合版(つや消し) サイズ: W1.800×H300mm

価格:4,400円



広告写真撮影の際、車両と一緒にカメラに収めることで、適正販売店であることをPRできます。

# 【商品 No.E-1】 J U適正販売店ナンバープレート

材 質:塩ビ

サイズ: W330×H165mm

価格:550円



※上記商品は税込価格です。また、掲載の商品は予告なく変更することがありますが、 予めご了承くださいますようお願いいたします。

# ■JU適正販売店ツール注文書

□スターターキット(JU適正販売店にピッタリのスターターキットです。) 9,900 円(税・送料込)

商品No	商品名	品数	購入数
H-1	JU適正販売店標識※	1枚	
N-1A	JU適正販売店のぼりタイプN-1A	15枚	
P-1	JU適正販売店ポスター	5枚	
T-1	JU適正販売店卓上ミニのぼり	5個	
S-1	JU適正販売店窓用シール	1枚	
G-1	JU適正販売店ご案内冊子	100部	

# □選べるセット 9,900円(税・送料込)

H-1「JU 適正販売店標識」1枚 と G-1「JU 適正販売店ご案内冊子」の他に ご自身で 8,800 円分をお選びいただけます。

下記の注文書をご利用ください。8,800円に満たない場合でも返金はありません。

※スターターキット、選べるセットの購入数の上限は営業所数までとなります。



# □ツール単品

商品No	商品名	10	価格(税込)	購入数	選べるセット( )セット
H-1	JU適正販売店標識※	1枚	¥9,900		購入セット分
G-1	JU適正販売店ご案内冊子	100部	¥770		購入セット分
P-1	JU適正販売店ポスター	1枚	¥330		1枚(¥330) × 口=¥
T-1	JU適正販売店卓上ミニのぼり	1個	¥550		1個(¥550) × 口=¥
S-1	JU適正販売店窓用シール	1枚	¥550		1個(¥550) × 口=¥
E-1	JU適正販売店ナンバープレート	1個	¥550		1個(¥550) × 口=¥
K-1	JU適正販売店バナー看板	1個	¥4,400		1個(¥4,400) × 口=¥
C-1	JU適正販売店クリアファイル	10枚	¥550		10枚(¥550) × □=¥
M-1	JU適正販売店ペーパーマット	100枚	¥1,650		100枚(¥1,650)× □=¥
N-	JU適正販売店のぼり各種	10枚	¥4,400		10枚(¥4,400)× □=¥

のぼり注文用(10枚単位でお申し込みください)

商品No.	N-1A	N-1B	N-2	N-3A	N-3B	N-3C	N-4A	N-4B	N-4C
枚数									

注意事項:ツール単品の場合別途送料 1,100 円(税込)が必要となります

※1 セットにつき¥8,800 を超えないか確認してください

※JU適正販売店標識は、営業所確認書(様式第 1 号その 2)の「名称(および屋号)」に記載された営業所名を 併記することが可能です。なお、1営業所1枚までの販売となります。

必要事項をご記入の上、このままFAXしてください

電話番号/FAX番号

●本注文書を所属JU宛にFAX願います(販売店⇒所属JU⇒商品センター)

		年	月	日
JU 行 担当	(所属(所在地)協会組合へFAXにてご	注文お願い	いします。	, )
販売店名		□ 営業	所名併記	希望
住 所	₹			
ご担当者/会員番号		_		

# 自動車注文書(契約書)準拠確認依頼書

JU中販連企画部宛

依頼会社	:名
担当者	名
連絡	先

当社利用の自動車注文書について、JUモデル注文書に準拠しているか確認作業を依頼します。

# 1. 準拠確認を依頼する自動車注文書について

初めて確認される場合は、現行の注文書一式(表面・裏面含む)の原本またはPDFデータを送付して下さい。

システム作成会社名等:_	
システム名称等:	

# 2. 確認作業の流れについて

注文書到着後、最初の返答までは1月程度の期間をいただきますが、あらかじめ確認作業の連絡日や作業完了日を指定することはご遠慮願います。なお、申請数によりご連絡まで相当期間かかる場合があること、また、完了までの期間は修正箇所の多少により大きく変動することをご了承ください。

# 3. 確認(修正)終了後の対応について

確認(修正)作業が全て終了しましたら、当該注文書に記載した注文書型番を準拠確認済番号と中販連が認識いたします。印刷もしくはリリースが済み次第、注文書型番を印字した原本を必ず中販連企画部宛に郵送して下さい。

その後、システム会社等の注文書の場合は、当該注文書が準拠済の旨を機関紙「月刊JU中販連」にて会社名および商品名称をご案内いたします。

#### 送付先

中販連 企画部 準拠確認担当宛

TEL: 03-5333-5881 FAX: 03-5333-5577 MAIL: jucda\_info@jucda.or.jp

受付	担当	終了

# 各県中古自動車販売協会所在地

直中古自動車販売協会	011-872-5181 011-872-5181 0155-37-2578 0154-57-9111 0138-49-2000 0143-43-7292 0166-87-4500 0157-36-8115 022-345-1881 0172-62-5515 019-605-7231 018-839-6311 022-345-1881 023-655-4611 024-591-4821 03-3271-9311 028-648-1181 025-362-6666 027-350-1200 0299-48-1833	011-872-5183 011-872-5183 0155-37-5823 0155-37-5823 0154-57-9113 0138-49-004* 0143-43-0530 0166-87-4550 0157-36-8111* 022-345-3293 0172-62-9678 019-637-3873 018-839-6660 022-345-3293 023-655-4614 024-591-4823 03-3271-2488 028-648-1194 025-362-6668
帯広支部 080-2465 帯広市西25条北2丁目2番39 釧路支部 084-0925 釧路市新野7線147番地4 函館支部 041-0824 函館市西桔梗町246番地133 室蘭支部 050-0081 室蘭市日の出町3-4-6 旭川支部 071-1248 上川郡鷹栖町8線西2号2番地 北見支部 099-0878 北見市東相内町660-35 車東北連絡協議会 981-3625 宮城県黒川郡大和町吉田字下檜木81-4 県中古自動車販売協会 038-1301 青森市浪岡大字大釈迦字沢田113番地240 県中古自動車販売協会 020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2丁目8番3号 岩手県自動車会館2階 県中古自動車販売協会 010-1415 秋田市御所野湯本1-1-1 県中古自動車販売協会 981-3625 黒川郡大和町吉田字下檜木81-4 県中古自動車販売協会 994-0067 天童市大字芳賀字山王373-2 県中古自動車販売協会 994-0067 天童市大字芳賀字山王373-2 県中古自動車販売協会 960-8057 福島市笹木野字高野2-111 車関東甲信越連絡協議会 103-0027 東京都中央区日本橋2-3-18 石黒ビル3F 県中古自動車販売協会 950-1234 新潟市南区根岸782番地1 県中古自動車販売協会 950-1234 新潟市南区根岸782番地1 高崎市中大類町118-1	0155-37-2578 0154-57-9111 0138-49-2000 0143-43-7292 0166-87-4500 0157-36-8115 022-345-1881 0172-62-5515 019-605-7231 018-839-6311 022-345-1881 023-655-4611 024-591-4821 03-3271-9311 028-648-1181 025-362-6666 027-350-1200	0155-37-5829 0154-57-9112 0138-49-004' 0143-43-0530 0166-87-4550 0157-36-811' 022-345-3299 0172-62-9678 019-637-387' 018-839-6660 022-345-3299 023-655-4614 024-591-4820 03-3271-2488 028-648-11194
制路支部 084-0925 釧路市新野7線147番地4 函館支部 041-0824 函館市西桔梗町246番地133 室蘭支部 050-0081 室蘭市日の出町3-4-6 旭川支部 071-1248 上川郡鷹栖町8線西2号2番地 北見支部 099-0878 北見市東相内町660-35 連東北連絡協議会 981-3625 宮城県黒川郡大和町吉田字下檜木81-4 県中古自動車販売協会 038-1301 青森市浪岡大字大釈迦字沢田113番地240 県中古自動車販売協会 020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2丁目8番3号 岩手県自動車会館2階 県中古自動車販売協会 010-1415 秋田市御所野湯本1-1-1 県中古自動車販売協会 981-3625 黒川郡大和町吉田字下檜木81-4 県中古自動車販売協会 994-0067 天童市大字芳賀字山王373-2 県中古自動車販売協会 960-8057 福島市笹木野字高野2-111 連関東甲信越連絡協議会 103-0027 東京都中央区日本橋2-3-18 石黒ビル3F 県中古自動車販売協会 320-0855 宇都宮市上欠町1021-3 県中古自動車販売協会 950-1234 新潟市南区根岸782番地1 県中古自動車販売協会 370-0033 高崎市中大類町118-1	0154-57-9111 0138-49-2000 0143-43-7292 0166-87-4500 0157-36-8115 022-345-1881 0172-62-5515 019-605-7231 018-839-6311 022-345-1881 023-655-4611 024-591-4821 03-3271-9311 028-648-1181 025-362-6666 027-350-1200	0154-57-9112 0138-49-004' 0143-43-0530 0166-87-4550 0157-36-8111' 022-345-3292' 0172-62-9678 019-637-3872' 018-839-6660 022-345-3292' 023-655-4614' 024-591-4822' 03-3271-2488' 028-648-11194'
函館支部 041-0824 函館市西桔梗町246番地133     室蘭支部 050-0081 室蘭市日の出町3-4-6     旭川支部 071-1248 上川郡鷹栖町8線西2号2番地 北見支部 099-0878 北見市東相内町660-35  車東北連絡協議会 981-3625 宮城県黒川郡大和町吉田字下檜木81-4 県中古自動車販売協会 038-1301 青森市浪岡大字大釈迦字沢田113番地240 県中古自動車販売協会 020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2丁目8番3号 岩手県自動車会館2階 県中古自動車販売協会 010-1415 秋田市御所野湯本1-1-1 県中古自動車販売協会 981-3625 黒川郡大和町吉田字下檜木81-4 県中古自動車販売協会 994-0067 天童市大字芳賀字山王373-2 県中古自動車販売協会 994-0067 天童市大字芳賀字山王373-2 県中古自動車販売協会 960-8057 福島市笹木野字高野2-111  車関東甲信越連絡協議会 103-0027 東京都中央区日本橋2-3-18 石黒ビル3F 県中古自動車販売協会 950-1234 新潟市南区根岸782番地1 県中古自動車販売協会 950-1234 新潟市南区根岸782番地1	0138-49-2000 0143-43-7292 0166-87-4500 0157-36-8115 022-345-1881 0172-62-5515 019-605-7231 018-839-6311 022-345-1881 023-655-4611 024-591-4821 03-3271-9311 028-648-1181 025-362-6666 027-350-1200	0138-49-0047 0143-43-0536 0166-87-4556 0157-36-8117 022-345-3292 0172-62-9678 019-637-3877 018-839-6666 022-345-3292 023-655-4614 024-591-4823 03-3271-2488 028-648-1194
室蘭支部 050-0081 室蘭市日の出町3-4-6 旭川支部 071-1248 上川郡鷹栖町8線西2号2番地 北見支部 099-0878 北見市東相内町660-35 連東北連絡協議会 981-3625 宮城県黒川郡大和町吉田字下檜木81-4 県中古自動車販売協会 038-1301 青森市浪岡大字大釈迦字沢田113番地240 県中古自動車販売協会 020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2丁目8番3号 岩手県自動車会館2階 県中古自動車販売協会 010-1415 秋田市御所野湯本1-1-1 県中古自動車販売協会 981-3625 黒川郡大和町吉田字下檜木81-4 県中古自動車販売協会 994-0067 天童市大字芳賀字山王373-2 県中古自動車販売協会 994-0067 天童市大字芳賀字山王373-2 県中古自動車販売協会 960-8057 福島市笹木野字高野2-111 連関東甲信越連絡協議会 103-0027 東京都中央区日本橋2-3-18 石黒ビル3F 県中古自動車販売協会 950-1234 新潟市南区根岸782番地1 県中古自動車販売協会 370-0033 高崎市中大類町118-1	0143-43-7292 0166-87-4500 0157-36-8115 022-345-1881 0172-62-5515 019-605-7231 018-839-6311 022-345-1881 023-655-4611 024-591-4821 03-3271-9311 028-648-1181 025-362-6666 027-350-1200	0143-43-0530 0166-87-4550 0157-36-8117 022-345-3292 0172-62-9678 019-637-3877 018-839-6660 022-345-3292 023-655-4614 024-591-4822 03-3271-2488 028-648-1194
旭川支部 171-1248 上川郡鷹栖町8線西2号2番地 171-1248 上川郡鷹栖町8線西2号2番地 171-1248 17	0166-87-4500 0157-36-8115 022-345-1881 0172-62-5515 019-605-7231 018-839-6311 022-345-1881 023-655-4611 024-591-4821 03-3271-9311 028-648-1181 025-362-6666 027-350-1200	0166-87-4550 0157-36-8111 022-345-3292 0172-62-9678 019-637-3872 018-839-6660 022-345-3292 023-655-4614 024-591-4823 03-3271-2488 028-648-1194
北見支部 099-0878 北見市東相内町660-35 車東北連絡協議会 981-3625 宮城県黒川郡大和町吉田字下檜木81-4 県中古自動車販売協会 038-1301 青森市浪岡大字大釈迦字沢田113番地240 県中古自動車販売協会 020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2丁目8番3号 岩手県自動車会館2階 県中古自動車販売協会 010-1415 秋田市御所野湯本1-1-1 県中古自動車販売協会 981-3625 黒川郡大和町吉田字下檜木81-4 県中古自動車販売協会 994-0067 天童市大字芳賀字山王373-2 県中古自動車販売協会 960-8057 福島市笹木野字高野2-111 車関東甲信越連絡協議会 103-0027 東京都中央区日本橋2-3-18 石黒ビル3F 県中古自動車販売協会 950-1234 新潟市南区根岸782番地1 県中古自動車販売協会 370-0033 高崎市中大類町118-1	0157-36-8115 022-345-1881 0172-62-5515 019-605-7231 018-839-6311 022-345-1881 023-655-4611 024-591-4821 03-3271-9311 028-648-1181 025-362-6666 027-350-1200	0157-36-8117 022-345-3292 0172-62-9678 019-637-3872 018-839-6660 022-345-3292 023-655-4614 024-591-4823 03-3271-2488 028-648-1194
車東北連絡協議会981-3625宮城県黒川郡大和町吉田字下檜木81-4県中古自動車販売協会038-1301青森市浪岡大字大釈迦字沢田113番地240県中古自動車販売協会020-0891紫波郡矢巾町流通センター南2丁目8番3号 岩手県自動車会館2階県中古自動車販売協会010-1415秋田市御所野湯本1-1-1県中古自動車販売協会981-3625黒川郡大和町吉田字下檜木81-4県中古自動車販売協会994-0067天童市大字芳賀字山王373-2県中古自動車販売協会960-8057福島市笹木野字高野2-111車関東甲信越連絡協議会103-0027東京都中央区日本橋2-3-18 石黒ビル3F県中古自動車販売協会320-0855宇都宮市上欠町1021-3県中古自動車販売協会950-1234新潟市南区根岸782番地1県中古自動車販売協会370-0033高崎市中大類町118-1	022-345-1881 0172-62-5515 019-605-7231 018-839-6311 022-345-1881 023-655-4611 024-591-4821 03-3271-9311 028-648-1181 025-362-6666 027-350-1200	022-345-3292 0172-62-9678 019-637-3872 018-839-6660 022-345-3292 023-655-4614 024-591-4823 03-3271-2488 028-648-1194
県中古自動車販売協会038-1301青森市浪岡大字大釈迦字沢田113番地240県中古自動車販売協会020-0891紫波郡矢巾町流通センター南2丁目8番3号 岩手県自動車会館2階県中古自動車販売協会010-1415秋田市御所野湯本1-1-1県中古自動車販売協会981-3625黒川郡大和町吉田字下檜木81-4県中古自動車販売協会994-0067天童市大字芳賀字山王373-2県中古自動車販売協会960-8057福島市笹木野字高野2-111連関東甲信越連絡協議会103-0027東京都中央区日本橋2-3-18 石黒ビル3F県中古自動車販売協会320-0855宇都宮市上欠町1021-3県中古自動車販売協会950-1234新潟市南区根岸782番地1県中古自動車販売協会370-0033高崎市中大類町118-1	0172-62-5515 019-605-7231 018-839-6311 022-345-1881 023-655-4611 024-591-4821 03-3271-9311 028-648-1181 025-362-6666 027-350-1200	0172-62-9678 019-637-387 018-839-6660 022-345-329 023-655-4614 024-591-482 03-3271-2488 028-648-1194
県中古自動車販売協会020-0891紫波郡矢巾町流通センター南2丁目8番3号岩手県自動車会館2階県中古自動車販売協会010-1415秋田市御所野湯本1-1-1県中古自動車販売協会981-3625黒川郡大和町吉田字下檜木81-4県中古自動車販売協会994-0067天童市大字芳賀字山王373-2県中古自動車販売協会960-8057福島市笹木野字高野2-111車関東甲信越連絡協議会103-0027東京都中央区日本橋2-3-18石黒ビル3F県中古自動車販売協会320-0855宇都宮市上欠町1021-3県中古自動車販売協会950-1234新潟市南区根岸782番地1県中古自動車販売協会370-0033高崎市中大類町118-1	019-605-7231 018-839-6311 022-345-1881 023-655-4611 024-591-4821 03-3271-9311 028-648-1181 025-362-6666 027-350-1200	019-637-387 018-839-6666 022-345-329 023-655-461- 024-591-482 03-3271-2488 028-648-1194
県中古自動車販売協会010-1415秋田市御所野湯本1-1-1県中古自動車販売協会981-3625黒川郡大和町吉田字下檜木81-4県中古自動車販売協会994-0067天童市大字芳賀字山王373-2県中古自動車販売協会960-8057福島市笹木野字高野2-111車関東甲信越連絡協議会103-0027東京都中央区日本橋2-3-18石黒ビル3F県中古自動車販売協会320-0855宇都宮市上欠町1021-3県中古自動車販売協会950-1234新潟市南区根岸782番地1県中古自動車販売協会370-0033高崎市中大類町118-1	018-839-6311 022-345-1881 023-655-4611 024-591-4821 03-3271-9311 028-648-1181 025-362-6666 027-350-1200	018-839-6666 022-345-329: 023-655-461- 024-591-482: 03-3271-2488 028-648-119-
県中古自動車販売協会981-3625黒川郡大和町吉田字下檜木81-4県中古自動車販売協会994-0067天童市大字芳賀字山王373-2県中古自動車販売協会960-8057福島市笹木野字高野2-111車関東甲信越連絡協議会103-0027東京都中央区日本橋2-3-18石黒ビル3F県中古自動車販売協会320-0855宇都宮市上欠町1021-3県中古自動車販売協会950-1234新潟市南区根岸782番地1県中古自動車販売協会370-0033高崎市中大類町118-1	022-345-1881 023-655-4611 024-591-4821 03-3271-9311 028-648-1181 025-362-6666 027-350-1200	022-345-329 023-655-461- 024-591-482 03-3271-2488 028-648-119-
県中古自動車販売協会994-0067天童市大字芳賀字山王373-2県中古自動車販売協会960-8057福島市笹木野字高野2-111連関東甲信越連絡協議会103-0027東京都中央区日本橋2-3-18石黒ビル3F県中古自動車販売協会320-0855宇都宮市上欠町1021-3県中古自動車販売協会950-1234新潟市南区根岸782番地1県中古自動車販売協会370-0033高崎市中大類町118-1	023-655-4611 024-591-4821 03-3271-9311 028-648-1181 025-362-6666 027-350-1200	023-655-4614 024-591-482 03-3271-2488 028-648-1194
県中古自動車販売協会960-8057福島市笹木野字高野2-111連関東甲信越連絡協議会103-0027東京都中央区日本橋2-3-18石黒ビル3F県中古自動車販売協会320-0855宇都宮市上欠町1021-3県中古自動車販売協会950-1234新潟市南区根岸782番地1県中古自動車販売協会370-0033高崎市中大類町118-1	024-591-4821 03-3271-9311 028-648-1181 025-362-6666 027-350-1200	024-591-4823 03-3271-2488 028-648-1194
車関東甲信越連絡協議会103-0027東京都中央区日本橋2-3-18石黒ビル3F県中古自動車販売協会320-0855宇都宮市上欠町1021-3県中古自動車販売協会950-1234新潟市南区根岸782番地1県中古自動車販売協会370-0033高崎市中大類町118-1	03-3271-9311 028-648-1181 025-362-6666 027-350-1200	03-3271-2488 028-648-119
県中古自動車販売協会       320-0855       宇都宮市上欠町1021-3         県中古自動車販売協会       950-1234       新潟市南区根岸782番地1         県中古自動車販売協会       370-0033       高崎市中大類町118-1	028-648-1181 025-362-6666 027-350-1200	028-648-119
果中古自動車販売協会       950-1234 新潟市南区根岸782番地1         県中古自動車販売協会       370-0033 高崎市中大類町118-1	025-362-6666 027-350-1200	
県中古自動車販売協会 370-0033 高崎市中大類町118-1	027-350-1200	025-362-666
<b>見中士白動車販売協会 319-0102 小羊王市西郷州1302-2</b>	0200-48-1833	027-350-120
N   日日初中級儿園石	0233 40 1033	0299-48-183
県中古自動車販売協会 263-0001 千葉市稲毛区長沼原町421	043 - 257 - 5257	043-257-526
県中古自動車販売協会 339-0035 さいたま市岩槻区笹久保新田谷際252-1	048-798-2777	048-798-960
都中古自動車販売協会 343-0827 埼玉県越谷市川柳町4-322	048-990-8611	048-990-861
(121-0064)(本部:東京都足立区保木間2-32-20)	(03-3859-2911)	(03-3859-291
川県中古自動車販売協会 250-0862 小田原市成田1042	0465-37-3751	0465-37-331
県中古自動車販売協会 400-0115 甲斐市篠原3042	$055 \hbox{-} 279 \hbox{-} 2552$	055-279-255
県中古自動車販売協会 399-0701 塩尻市広丘吉田525-3 長野県自動車流通センター	0263-58-3700	0263-58-592
車中部連絡協議会 501-6133 岐阜市日置江2648番地の2 岐阜県自動車会館4階・南	058-279-2200	058-279-220
県中古自動車販売協会 420-0905 静岡市葵区南沼上1859-2	054-263-6161	054-264-016
県中古自動車販売協会 490-1443 海部郡飛島村大字新政成字戍之切932-1	0567 - 55 - 2221	0567-55-288
県中古自動車販売協会 501-6133 岐阜市日置江2648番地の2 岐阜県自動車会館4階·南	058-279-2200	058-279-220
具中古自動車販売協会 514-0303 津市雲出長常町1124-1	059-234-8996	059-234-943
県中古自動車販売協会 930-0108 富山市本郷西部27番地 富山県自動車流通センター内	076-434-0040	076-436-121
県中古自動車販売協会 924-0038 白山市下柏野町258	076-276-9381	076-275-672
県中古自動車販売協会 918-8023 福井市西谷1丁目1401番地 福井県自動車会館内	0776-34-1733	0776-34-123
車近連連絡協会 540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか5階	06-6943-8070	06-6943-450
県中古自動車販売協会 524-0104 守山市木浜町2298-1 滋賀県自動車会館2F	077-585-4136	077-585-750
山県中古自動車販売協会 640-8404 和歌山市湊1106 和歌山県自動車会館内	073-432-7133	073-432-541
存中古自動車販売協会 612-8585 京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館2階	075-681-8287	075-681-173
県中古自動車販売協会 639-1039 大和郡山市椎木町764番3	0743-57-7800	0743-57-785
存中古自動車販売協会 540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか5階	06-6943-8070	06-6943-450
県中古自動車販売協会 676-0827 高砂市阿弥陀町阿弥陀1205-1	079-448-2211	079-448-727
車中国四国連絡協議会 731-1523 広島県山県郡北広島町南方36-10	0826-72-0311	0826-72-016
	086-281-3300	086-281-431
県中古自動車販売協会 680-0006 鳥取市丸山町223-5	0857-21-6881	0857-21-688
県中古自動車販売協会 699-0822 出雲市神西沖町800-1	0853-43-2255	0853-43-354
県中古自動車販売協会 731-1523 山県郡北広島町南方36-10	0826-72-7611	0826-72-016
県中古自動車販売協会 747-1232 防府市台道7082-1	0835-32-0220	0835-32-041
県中古自動車販売協会 761-8013 高松市香西東町278番地1 香川県自動車技能教育センター2階	087-881-8831	087-881-883
県中古自動車販売協会 791-1113 松山市森松町1032番地1 アイケンハイツ1-B	089-956-4060	089-956-406
県中古自動車販売協会 771-1156 徳島市応神町応神産業団地1番13	088-641-3399	088-641-401
県中古自動車販売協会 781-5103 高知市大津乙2126-1	088-866-8400	088-866-848
車九州連絡協議会 813-0044 福岡県福岡市東区千早3-9-23 福岡交通会館内	092-661-6736	092-671-512
里儿州理裕協議会 813-0044 備岡県備岡市東区十早3-9-23 備岡父趙芸期内 県中古自動車販売協会 811-3105 古賀市鹿部348-3	092-961-6736	092-943-669
111111111111111111111111111111111111111	092-944-1101	
県中古自動車販売協会 849-0921 佐賀市高木瀬西一丁目4番5号		0952-30-569
県中古自動車販売協会 856-0007 大村市草場町512-3 長崎中販流通センター	0957-55-1133	0957-55-450
県中古自動車販売協会 870-1117 大分市高江西1丁目4323番14	097-535-8555	097-596-600
県中古自動車販売協会 861-2403 阿蘇郡西原村大字布田1005-1	096-279-2700	096-279-278
県中古自動車販売協会 880-2211 宮崎市高岡町花見1714番地2	0985-82-3311	0985-82-489
島県中古自動車販売協会 899-5203 姶良市加治木町小山田字五本松754	0995-62-0757	0995-62-274
県中古自動車販売協会 901-2315 中頭郡北中城村字荻道390-1	098-935-2525	098-935-342



一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 〒151-0053

東京都渋谷区代々木 3-25-3

あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 10階

TEL: 03-5333-5881 FAX: 03-5333-5577